

第十九回 参議院文部委員会會議録第二十五号

昭和二十九年四月二十一日(水曜日)午
前十一時二十二分開会

委員の異動

本日委員高橋道男君辞任につき、その
補欠として中山福蔵君を議長において
指名した。

出席者は左の通り。

委員長 川村 松助君
理事 加賀山之雄君
荒木正三郎君
相馬 助治君

委員

雨森 常夫君
木村 守江君
田中 啓一君
中川 幸平君
高橋 衛君
吉田 萬次君
中山 福蔵君
岡 三郎君
高田なほ子君
永井純一郎君
松原 一彦君
長谷部ひろ君
野本 品吉君

国務大臣

文部大臣 大達 茂雄君

政府委員

文部省初等中
等教育局長 緒方 信一君

事務局側

常任委員 竹内 敏夫君
会専門員

常任委員 工業 英司君
会専門員

本日の會議に付した事件

○義務教育諸学校における教育の政治
的中立の確保に関する法律案(内閣
提出、衆議院送付)

○教育公務員特例法の一部を改正する
法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(川村松助君) 只今から文部
委員会を開会いたします。教育公務員
特例法の一部を改正する法律案、義務
教育諸学校における教育の政治的中立
の確保に関する法律案を議題といたし
ます。

御審議を願います。
○松原一彦君 私はこの法案の審議を
するために資料を要求したいと思
います。この法案が出されるゆえん
は、教育基本法の第八条の二に掲げら
れたる偏向教育を行なつてはならない
というあの倫理規定、それが蹂躪せら
れて、偏向教育を行なつておるとい
う理由の下に、更にそれを教唆煽動する
者を取締らうというのであります。か
ら、偏向教育を行なつておるといふ事
例が、先ずその基本を成すものと思
います。その事例のほうは、拝見したの
であります。それを実行しておつた
ために、つまり教育者として教育基本
法に背いたる行動をとつておつたがた
めに、地公法の二十九条によつて処分
を受けた教員の実数、年次別にお示し
を願いたいのであります。終戦後の年
次別に、この教育基本法が出て以来、

それが逐年増加して参つておることを
知りたいのであります。減つておれ
ば、もうこの法律の必要はないのであ
ります。どのような率を以て、それが
逐年増加して、もう見てはおられん
ところからこの法案に被さつたの
か、或いはそういう事実はないけれ
ど、いわゆる威嚇立法として、将来を
見込しての立法であるか。ここにこの
法案を審議する重大なる基本がある。
それでその統計をお見せを願いたい。

第三は、ここにいわゆる特定の政党
というものが出ております。その特定
の政党の数をお知らせを願いたい。な
おその特定の政党の主義、綱領等を知
らんという、地方の教育委員会が請
求権を發動せしむることができない。
どういふ一地方の、日本の、現在に
おける政党及び政治団体があるのか、
これをお知らせを願いたいのであり
ます。これも一つ成るべく速急にお知
らせを頂きたい。実は私も知らないの
であります。昨日中央選挙管理委員会
に聞きますという、政治結社と称す
るものが只今三千四百十五あります。
又政治団体というものは三千三十九
あります。勿論意図せらるるところは極
か極右でありましよう。けれども、
果してこのこいうふうな各種の政治
結社があることを……ある現象で
す。文相は二大政党対立を理想とせら
るると言いますが、これはまあ一つの
理想であつて、私は実現の時期はそう
都合のいいようには現われなかつた
のです。それで極右から極左まで現
にある。私も昭和二十一年に出て来
ましたときのことはこのうち申し上げ
ましたが、これは教育出身者を中心と
して、文部大臣の後援をして、日本の教
育を政治面に最も重からしむるために
我々は出て来たのでありますから、
それで主義、主張は政党に拘泥せず、

右にも寄らず、左にも寄らざる中道を
行くといふことであつたのでありま
す。それがいつにイギリスの自由党の
ようにいつか消滅してしまつて、みじ
めなことになつてしまひましたけれ
ども、その精神は我々は今に継承いた
しておる。若し現在の教育者出身の諸君
が労働組合運動ばかりやらないで、第
一義に立戻つて、真に次代のゼネレ
ーションを築くところのその第一義を考
えて、中道に立つ教育をここに行わ
んがための政治結社をしたならばどう
なるか。そういう政治結社もあり得る。
けれどもこれは中道といふことが一つ
の政治結社の主義主張であれば、これ
を地方の教員に説くことも又見方によ
れば偏向教育となる、許されなかつた、私
はかようなことを恐れるのでありま
す。従つて極右から極左までの政党と
その主義主張は大綱がわかりますな
らばお知らせを願いたい。そういう事
実はつきりしない、かような威嚇的
な立法によつて何か得体の知れないよ
うな恐怖心を教育界に投げかけること
に對する懸念が今日驚々たる非難とな
り輿論となつておる、私はまあかよう
に思ひますので、それだけの資料を是
非至急にお出しを頂きたいのでありま
す。

○荒木正三郎君 私はこの際当委員会
に緒方副総理が出席せられるように委
員長において取計られられることを願
いしたいのであります。特に私が本日
の文部委員会に緒方副総理の出席を要
求する理由について簡単に申し上げたい

と思います。それは新聞等の報道によりますと、汚職の問題に関連をいたしまして、検察庁としては自由党の幹事長である佐藤氏に対して逮捕許可の請求をすることを決定したように伝えております。然るに犬養法務大臣はこの逮捕許可の要請に承諾を与えない、与えていない。而もその理由とすると、これは今国会に政府が提案をいたしております重要な法案の審議と非常に深い関係があるかのように言われておるのであります。当文部委員会といたしましては政府が最も重要法案中の重要法案として教育関係二法案を提案し、当委員会といたしましてそれを審議いたしております者にとりましては、この問題が佐藤氏の逮捕許可と関係があるということになると、我々も重大な関心を払わざるを得ないのであります。従つてその間の事情を緒方副総理より直接聞く必要があると感じてこの法案の審議については能う限りの協力をしたつもりであります。

併しこの問題が新聞紙上に伝えられておるがごとく、そのために逮捕許可が拒否されておるといふふうな実情にあるとするならば、我々としても心外の至りでありますし、今後のこの法案の審議に重大な関係を持つて来ると思うのであります。そういう意味において私は即刻、できるならば今日の審議をいたす前に緒方副総理の出席を求めてその間の事情を明らかにしたいと思ひます。そういう意味合いにおいて私はこの際緒方副総理の出席を要求するものでございまして、その趣旨に副つて委員長においても取計らわれる

よう特にお願いをいたしたいと存ずるのであります。

○松原一彦君 関連して、これは若し緒方副総理の出席が至急であるならば、その上で申し上げたいと思うのですけれども、私は是非委員長において実現できるようにお取計らいをお願いしたい。というのは、私はこういう立法を今出されて教育界の肅正といひますか、自粛といひますか、を求めておられるのであります。併し日本の現在における民心に一番不安を与え又動搖を起さし、政治に不信の念を抱かして

いるものは一にこれ汚職である。貪官汚吏の輩出である。丁度蔭介石政権末期の国民政府のごとく、ことごとく国民に信を失してしまつた。これが反動的に今の中共となつたことも又事実です。ここで白蟻が建物の柱を食い荒らすようにこの政治不信の原因をなす汚職又汚職、こういうたような今日の現実を顧みることもなく、高飛車に、ただ極左の運動であると主張して大きな網を被せられようとするこの立法に対して、私は非常な不満を持つものなのであります。今日日本で急ぐものはそんなものじゃない。もつと貧乏人をなくすることであり、もつと生活に安定を与えることであり、政治に信用をとり返すことなんです。民が政治に信用を持たなくなつたならば、千百の法律を作つたところで何らの効果はない。意味をなさない、本日新聞に現れたところを見て恐らく唖然とせざる国民は一人もありません。強引にこれを引延ばされて幾つかの法律を通そうとせられるような無理こそ、今日のいわゆる政界に国民が信を持たざるようになる原因であると私は思うのであります。

二

そういう意味におきましてお互いが自粛しなければならぬと思う。特に行政府におきましては、もつとみづり自粛の責を示されまして、民の信用をとり返さなければ、教育界だけをどうつつき廻したところでどうにもならないと私は思う。そういうような趣旨におきまして荒木君の今の要求に賛成をいたすのであります。

○委員長(川村松助君) 荒木君にお答えします。只今の御趣旨に副うように連絡をとつて善処いたします。

○野本品吉君 法案につきまして少しはつきり了解がつかぬ点がありまして、若干伺ひをいたします。

○相馬助治君 議事進行について。私が荒木君の話を聞きましており、且つ委員長がこれに答へられた経緯を見ますと、本来この委員会において本法案と内閣における汚職の問題は、直接この委員会に持ち出して関連付けるべきものでないとする見方が一つあつたと思うのです。ところが今荒木君説明の通りに、佐藤君の逮捕が重要法案の審議に支障を来す。故にこの逮捕が政府の意図によつて若干変更を見る。こういう事態であるから、その事態を明らかにし、然る上において納得せずして本法案の審議に速かに入りたいといふのが荒木君の私は趣旨でなかつたかと、かように了解する。従ひまして、この際委員長から善処する旨の答へがありましてけれども、正常な運転を希望するとしたならば、緒方君の出席が可能であるか、不可能であるかを確かめて返事を聞き、可能である場合には直ちにその質問に入り、不可能なる場合には、いつ頃までの時間が不可能であるか、その間の残された時間で一体

法案審議に入ることが可能であるかどうか、これを踏つて順序正しく行くほうが私は本委員会を滑かに進行させる上からはよろしいのではないかと思ふ。私の理解が荒木君の意図に反してゐるかどうかを確かめると同時に、折角野本さんから質問をなされようとしておるのであります。これらの取扱いについて委員長から各委員に確認されて欲しいと思ふのです。

○委員長(川村松助君) 委員長の考え方は、今相馬君も話しましたが、一応副総理の都合を聞こうと思ひます。それに加えて、出席要求の趣旨を述べて出席を求める、こう思つております。

○荒木正三郎君 それでは若し他の委員諸君が御了解頂けるならば、私はこの法案の審議と重要な関係があると思ひますので、緒方副総理の出席が他の重要な問題でどうしても出席できないという場合は別ですが、出席ができるというのであれば、一応緒方副総理に対する質疑をいたしまして、その上で法案の審議に入るなり、この委員会の進行を図つて頂きたい、こういうふうな考えであります。ただ、どうしても午前中では出られない、その理由がはつきりしておるといふことであれば、お諮りを願つて進行を図つて頂いても結構です。私の希望するところは、この審議に入る前に、緒方副総理の出席をお願いしたい。このことは相馬君が述べられた趣旨と私の意見は全く一致しておるわけでありまして、

○田中啓一君 議事進行について私の意見を述べます。緒方副総理に出席を求められることについては、私ども別段異論はないのであります。折角お揃ひのことではありますので……

○委員長(川村松助君) 聞えないからもう少し高く言つて下さい。

○田中啓一君 折角委員がお揃ひのところでありまして、緒方副総理へ出席の交渉をなさり、その大体の進行は委員長においてお取計らいをお願いしまして、この席では、やはり本来の質問をお続け願ひたい、こう思ふのであります。

○相馬助治君 私は荒木君の動議は非常に幅を持つておると思ふ。というのは、議事引延ばしの小手先の芸当としての発言でないことは荒木君自身の言葉の中にあると思ひます。即ち緒方君の出席を求めよ、お出かけ願へればそれで質疑をして了解の上で本法案の審議に入りたい。お出かけ願へない場合には、いつ頃まで来られないか、ということ又その理由はなんであるかということ、を当然委員長からこの委員会に諮られて、その場合に、又理由が納得できるならば一つ本法案の審議に入つてもよろしい、こういうことを申しておるわけなんです。従ひまして、荒木君が申しておられますように、本法案の審議の前提をなす一つの条件をなしておる形において緒方氏の出席が要求されておりますから、時間はかかるようですけれども、やつぱり私は委員長から報告を聞いて、そうしてその上で納得ずくの上で行きたい、かようにお取扱い願ひ方が急がば廻れではないかと、どうしても思われるわけなんです。再言いたしますが、荒木君の言うておることは、緒方氏の出席がなければ絶対に本法案の審議ができないというふうなことはさう／＼含んでいないと私は了解するのであります。一つ田中さんのお立場、御趣旨も聞いて、会

○委員長(川村松助君) 聞えないからもう少し高く言つて下さい。

○田中啓一君 折角委員がお揃ひのところでありまして、緒方副総理へ出席の交渉をなさり、その大体の進行は委員長においてお取計らいをお願いしまして、この席では、やはり本来の質問をお続け願ひたい、こう思ふのであります。

○相馬助治君 私は荒木君の動議は非常に幅を持つておると思ふ。というのは、議事引延ばしの小手先の芸当としての発言でないことは荒木君自身の言葉の中にあると思ひます。即ち緒方君の出席を求めよ、お出かけ願へればそれで質疑をして了解の上で本法案の審議に入りたい。お出かけ願へない場合には、いつ頃まで来られないか、ということ又その理由はなんであるかということ、を当然委員長からこの委員会に諮られて、その場合に、又理由が納得できるならば一つ本法案の審議に入つてもよろしい、こういうことを申しておるわけなんです。従ひまして、荒木君が申しておられますように、本法案の審議の前提をなす一つの条件をなしておる形において緒方氏の出席が要求されておりますから、時間はかかるようですけれども、やつぱり私は委員長から報告を聞いて、そうしてその上で納得ずくの上で行きたい、かようにお取扱い願ひ方が急がば廻れではないかと、どうしても思われるわけなんです。再言いたしますが、荒木君の言うておることは、緒方氏の出席がなければ絶対に本法案の審議ができないというふうなことはさう／＼含んでいないと私は了解するのであります。一つ田中さんのお立場、御趣旨も聞いて、会

○委員長(川村松助君) 聞えないからもう少し高く言つて下さい。

○田中啓一君 折角委員がお揃ひのところでありまして、緒方副総理へ出席の交渉をなさり、その大体の進行は委員長においてお取計らいをお願いしまして、この席では、やはり本来の質問をお続け願ひたい、こう思ふのであります。

○相馬助治君 私は荒木君の動議は非常に幅を持つておると思ふ。というのは、議事引延ばしの小手先の芸当としての発言でないことは荒木君自身の言葉の中にあると思ひます。即ち緒方君の出席を求めよ、お出かけ願へればそれで質疑をして了解の上で本法案の審議に入りたい。お出かけ願へない場合には、いつ頃まで来られないか、ということ又その理由はなんであるかということ、を当然委員長からこの委員会に諮られて、その場合に、又理由が納得できるならば一つ本法案の審議に入つてもよろしい、こういうことを申しておるわけなんです。従ひまして、荒木君が申しておられますように、本法案の審議の前提をなす一つの条件をなしておる形において緒方氏の出席が要求されておりますから、時間はかかるようですけれども、やつぱり私は委員長から報告を聞いて、そうしてその上で納得ずくの上で行きたい、かようにお取扱い願ひ方が急がば廻れではないかと、どうしても思われるわけなんです。再言いたしますが、荒木君の言うておることは、緒方氏の出席がなければ絶対に本法案の審議ができないというふうなことはさう／＼含んでいないと私は了解するのであります。一つ田中さんのお立場、御趣旨も聞いて、会

○委員長(川村松助君) 聞えないからもう少し高く言つて下さい。

○田中啓一君 折角委員がお揃ひのところでありまして、緒方副総理へ出席の交渉をなさり、その大体の進行は委員長においてお取計らいをお願いしまして、この席では、やはり本来の質問をお続け願ひたい、こう思ふのであります。

○相馬助治君 私は荒木君の動議は非常に幅を持つておると思ふ。というのは、議事引延ばしの小手先の芸当としての発言でないことは荒木君自身の言葉の中にあると思ひます。即ち緒方君の出席を求めよ、お出かけ願へればそれで質疑をして了解の上で本法案の審議に入りたい。お出かけ願へない場合には、いつ頃まで来られないか、ということ又その理由はなんであるかということ、を当然委員長からこの委員会に諮られて、その場合に、又理由が納得できるならば一つ本法案の審議に入つてもよろしい、こういうことを申しておるわけなんです。従ひまして、荒木君が申しておられますように、本法案の審議の前提をなす一つの条件をなしておる形において緒方氏の出席が要求されておりますから、時間はかかるようですけれども、やつぱり私は委員長から報告を聞いて、そうしてその上で納得ずくの上で行きたい、かようにお取扱い願ひ方が急がば廻れではないかと、どうしても思われるわけなんです。再言いたしますが、荒木君の言うておることは、緒方氏の出席がなければ絶対に本法案の審議ができないというふうなことはさう／＼含んでいないと私は了解するのであります。一つ田中さんのお立場、御趣旨も聞いて、会

○委員長(川村松助君) 聞えないからもう少し高く言つて下さい。

○田中啓一君 折角委員がお揃ひのところでありまして、緒方副総理へ出席の交渉をなさり、その大体の進行は委員長においてお取計らいをお願いしまして、この席では、やはり本来の質問をお続け願ひたい、こう思ふのであります。

○相馬助治君 私は荒木君の動議は非常に幅を持つておると思ふ。というのは、議事引延ばしの小手先の芸当としての発言でないことは荒木君自身の言葉の中にあると思ひます。即ち緒方君の出席を求めよ、お出かけ願へればそれで質疑をして了解の上で本法案の審議に入りたい。お出かけ願へない場合には、いつ頃まで来られないか、ということ又その理由はなんであるかということ、を当然委員長からこの委員会に諮られて、その場合に、又理由が納得できるならば一つ本法案の審議に入つてもよろしい、こういうことを申しておるわけなんです。従ひまして、荒木君が申しておられますように、本法案の審議の前提をなす一つの条件をなしておる形において緒方氏の出席が要求されておりますから、時間はかかるようですけれども、やつぱり私は委員長から報告を聞いて、そうしてその上で納得ずくの上で行きたい、かようにお取扱い願ひ方が急がば廻れではないかと、どうしても思われるわけなんです。再言いたしますが、荒木君の言うておることは、緒方氏の出席がなければ絶対に本法案の審議ができないというふうなことはさう／＼含んでいないと私は了解するのであります。一つ田中さんのお立場、御趣旨も聞いて、会

○委員長(川村松助君) 聞えないからもう少し高く言つて下さい。

○田中啓一君 折角委員がお揃ひのところでありまして、緒方副総理へ出席の交渉をなさり、その大体の進行は委員長においてお取計らいをお願いしまして、この席では、やはり本来の質問をお続け願ひたい、こう思ふのであります。

○相馬助治君 私は荒木君の動議は非常に幅を持つておると思ふ。というのは、議事引延ばしの小手先の芸当としての発言でないことは荒木君自身の言葉の中にあると思ひます。即ち緒方君の出席を求めよ、お出かけ願へればそれで質疑をして了解の上で本法案の審議に入りたい。お出かけ願へない場合には、いつ頃まで来られないか、ということ又その理由はなんであるかということ、を当然委員長からこの委員会に諮られて、その場合に、又理由が納得できるならば一つ本法案の審議に入つてもよろしい、こういうことを申しておるわけなんです。従ひまして、荒木君が申しておられますように、本法案の審議の前提をなす一つの条件をなしておる形において緒方氏の出席が要求されておりますから、時間はかかるようですけれども、やつぱり私は委員長から報告を聞いて、そうしてその上で納得ずくの上で行きたい、かようにお取扱い願ひ方が急がば廻れではないかと、どうしても思われるわけなんです。再言いたしますが、荒木君の言うておることは、緒方氏の出席がなければ絶対に本法案の審議ができないというふうなことはさう／＼含んでいないと私は了解するのであります。一つ田中さんのお立場、御趣旨も聞いて、会

○委員長(川村松助君) 聞えないからもう少し高く言つて下さい。

○田中啓一君 折角委員がお揃ひのところでありまして、緒方副総理へ出席の交渉をなさり、その大体の進行は委員長においてお取計らいをお願いしまして、この席では、やはり本来の質問をお続け願ひたい、こう思ふのであります。

○相馬助治君 私は荒木君の動議は非常に幅を持つておると思ふ。というのは、議事引延ばしの小手先の芸当としての発言でないことは荒木君自身の言葉の中にあると思ひます。即ち緒方君の出席を求めよ、お出かけ願へればそれで質疑をして了解の上で本法案の審議に入りたい。お出かけ願へない場合には、いつ頃まで来られないか、ということ又その理由はなんであるかということ、を当然委員長からこの委員会に諮られて、その場合に、又理由が納得できるならば一つ本法案の審議に入つてもよろしい、こういうことを申しておるわけなんです。従ひまして、荒木君が申しておられますように、本法案の審議の前提をなす一つの条件をなしておる形において緒方氏の出席が要求されておりますから、時間はかかるようですけれども、やつぱり私は委員長から報告を聞いて、そうしてその上で納得ずくの上で行きたい、かようにお取扱い願ひ方が急がば廻れではないかと、どうしても思われるわけなんです。再言いたしますが、荒木君の言うておることは、緒方氏の出席がなければ絶対に本法案の審議ができないというふうなことはさう／＼含んでいないと私は了解するのであります。一つ田中さんのお立場、御趣旨も聞いて、会

○委員長(川村松助君) 聞えないからもう少し高く言つて下さい。

○田中啓一君 折角委員がお揃ひのところでありまして、緒方副総理へ出席の交渉をなさり、その大体の進行は委員長においてお取計らいをお願いしまして、この席では、やはり本来の質問をお続け願ひたい、こう思ふのであります。

○相馬助治君 私は荒木君の動議は非常に幅を持つておると思ふ。というのは、議事引延ばしの小手先の芸当としての発言でないことは荒木君自身の言葉の中にあると思ひます。即ち緒方君の出席を求めよ、お出かけ願へればそれで質疑をして了解の上で本法案の審議に入りたい。お出かけ願へない場合には、いつ頃まで来られないか、ということ又その理由はなんであるかということ、を当然委員長からこの委員会に諮られて、その場合に、又理由が納得できるならば一つ本法案の審議に入つてもよろしい、こういうことを申しておるわけなんです。従ひまして、荒木君が申しておられますように、本法案の審議の前提をなす一つの条件をなしておる形において緒方氏の出席が要求されておりますから、時間はかかるようですけれども、やつぱり私は委員長から報告を聞いて、そうしてその上で納得ずくの上で行きたい、かようにお取扱い願ひ方が急がば廻れではないかと、どうしても思われるわけなんです。再言いたしますが、荒木君の言うておることは、緒方氏の出席がなければ絶対に本法案の審議ができないというふうなことはさう／＼含んでいないと私は了解するのであります。一つ田中さんのお立場、御趣旨も聞いて、会

○委員長(川村松助君) 聞えないからもう少し高く言つて下さい。

○田中啓一君 折角委員がお揃ひのところでありまして、緒方副総理へ出席の交渉をなさり、その大体の進行は委員長においてお取計らいをお願いしまして、この席では、やはり本来の質問をお続け願ひたい、こう思ふのであります。

○相馬助治君 私は荒木君の動議は非常に幅を持つておると思ふ。というのは、議事引延ばしの小手先の芸当としての発言でないことは荒木君自身の言葉の中にあると思ひます。即ち緒方君の出席を求めよ、お出かけ願へればそれで質疑をして了解の上で本法案の審議に入りたい。お出かけ願へない場合には、いつ頃まで来られないか、ということ又その理由はなんであるかということ、を当然委員長からこの委員会に諮られて、その場合に、又理由が納得できるならば一つ本法案の審議に入つてもよろしい、こういうことを申しておるわけなんです。従ひまして、荒木君が申しておられますように、本法案の審議の前提をなす一つの条件をなしておる形において緒方氏の出席が要求されておりますから、時間はかかるようですけれども、やつぱり私は委員長から報告を聞いて、そうしてその上で納得ずくの上で行きたい、かようにお取扱い願ひ方が急がば廻れではないかと、どうしても思われるわけなんです。再言いたしますが、荒木君の言うておることは、緒方氏の出席がなければ絶対に本法案の審議ができないというふうなことはさう／＼含んでいないと私は了解するのであります。一つ田中さんのお立場、御趣旨も聞いて、会

期その他の関連も脱み合せ、御尤もな御意見だと思ひます。御尤もであると思ひます。故に、本委員会をスムーズにやる意味合いにおいて、どうか一つ荒木君の言葉そのまゝを取り上げて、さうに事を運ばれ、筋を通されることを願うまで私は期待して、荒木君の説に賛成いたします。

○田中啓一君 私ども荒木君の動議に對しまして、さうな関連があるから、先ずその質問をいたします。こういうことが一つ含まれておると思うのであります。それは、副総理の出席があれば他の質問に先立つてその御質問をなさることは私どもは了承するのであります。併しやはり副総理はど

こにおられるからか、それと連絡するに相当暇もかかるかと私は思ふのであります。従つて、前提だと、こう言ひ切つてしまへばそれまでのことでありますけれども、関連があるところまでは私どもも了承いたしますのでありますから、この際はやはり議事は進め下さるやうに、重ねて私は委員の一人として希望するわけでありませう。

○委員長(川村松助君) ちよつと速記をとめて下さい。

○委員長(川村松助君) 速記を始めて下さい。

午後一時三十分開会
○委員長(川村松助君) それでは再開いたします。
午前十一時五十一分休憩

いささか私自身、はつきり了解しかねる点がありますので、お伺ひいたしましたと思ひます。これは昨日も問題に出たりしておりますが、私が申し上げるまでもなく、国家公務員法の第十六条に人事院は、いつでも、適宜に、人事院規則その他人事院指令等を定めることができ、又改定することができ、このういふふうになつておるんですが、この法律に基いて政治的行為に關する規則を作つて、そして国家公務員法の第百二条は、人事院規則の定めま政治的行為をしてはならない。で、その百十条で人事院規則に違反した者に対し

ましては、三年以内の懲役或いは十萬元以下の罰金に処する、かういふことをきめまして、その建前での法案は地方公務員である教員に對して、国家公務員の例にならうという漢たる表現で加附しようとしておる、そのことの当否は別といたしまして、私が疑問にいたしました点は、その一つは、法案の重要な内容である政治活動に關する制限は、将来起り得る人事院規則の改定に隨伴するものであるかどうかということでありませう。この点を大臣に先ずお伺ひしたい。

○國務大臣(大達茂雄君) 只今後段にお述べになりましたように、将来人事院規則その他の改正とか、或いは国家公務員法の改正等がありました場合に、これに伴つて特例法に規定する政治行為の制限の内容が變つて来るわけでありませう。それが「例による」という言葉で表現されておる、かように御承知願ひたいと思ひます。

○野本品吉君 そうしますと、現行の人事院規則が明日にも大改定がされるということになりますと、それは

この法律の内容に著しい變化を生ずる、かういふことになるうと思ふのですが如何でしょうか。

○國務大臣(大達茂雄君) この法律の趣旨は国家公務員と同じ立場に置く、かういふ趣旨でありますから、只今申上げましたように国家公務員に關する政治行為の制限の内容、範圍、程度というものが改正によつて變りますという、やはり同様に變つて参ります。従つて非常に大きな大改定があれば、やはり同じようにこの内容が變つて来る、かういふ趣旨に御承知を願ひます。

○野本品吉君 そうすると、かういふふうになつて、不安定であり、又不確実な内容を持つておる法案に對しまして、責任のある審議を求めるといふのはちよつと無理ではないかという感じがいたしますが、大臣如何ですか。

○國務大臣(大達茂雄君) これは今申上げましたように、この国家公務員と地方公務員たる教育公務員との間に政治行為の制限について區別する理由はない、つまり同じ立場に立つて然るべきものである、かういふ建前の立法でありますから、片方が變つて来ればやはり同じように變つて来る、かういふことが至当であらう、かういふ考え方であります。つまり国家公務員と同じ立場に立つ、かういふ意味です。

○野本品吉君 私どもは一応現在の国家公務員に對する加罰でありますところの三年以下の懲役或いは十萬元以内の罰金というものを、仮に適當であるというふうに考へてこの法案が成立した場合に、それが明日にもがらつと變つてしまふかういふふうになりませう

すと、何を對象にして審議しておるんだか、極めてぼやけて来るような感じがいたしますが、その点についてはどうでありませうか。

○國務大臣(大達茂雄君) 私どもの考へでは、この法律の内容が今申上げますように具体的に申上げますと、つまり附屬の小中学の先生方と公立小中学の先生方と同じ立場にする、これがこの法律の内容であります。でありますから、かういふ意味で御承知を頂きたいと思ひます。この附屬の先生、教育公務員だけについていふのであります。附屬の先生に現在課せられておるこの政治行為の制限が、その後の検討によつてそれが適切でない、もつと強くなければならぬといふこともあるかも知れんし、又もつと寛大に緩和しなければならぬといふことも十分考へられます。その場合に公立学校の先生もそれと一緒にする、まあ右へならせで行くと、かういふのがこの法律の趣旨であります。直接にこの法律案の、人事院規則の中身をこへ並べて書く代りに「例による」といふ言葉を使つたのではないのです。その字句を省略するために「例による」といふ字句を使つたのではなくて、附屬の先生も公立学校の先生も同じ立場に立たせる、これがこの法律案の趣旨であります。

○野本品吉君 そういふことになりませうと、今の三年以下と十萬元以内といふことは、この犯罪に對してその刑罰が適當であるといふお考えではないのでございませう。

○國務大臣(大達茂雄君) これは罰則の十萬元以内三年以下、これは人事院規則でなしに法律に書いてあると思ひ

ます。でありますから、これは法律が改正されなければならぬ。法律が改正されればやはり公立学校の先生も同じ内容の罰則になる、かういふ結果になつて参ります。この点は法律が改正されればさうな問題であると思ひます。

○野本品吉君 もう少しはつきりお伺ひしたいのですが、つまり大臣は今の法律によります三年以下十萬元以内といふものがこの法案に對する違反に對して適當な加罰であるといふお考えであられると何となく、かういふお氣持は全然ないのでありますか。

○國務大臣(大達茂雄君) 直接にこの罰則の程度といふものが適當である、ないといふことを考へておるのではないのであります。繰返して申上げてくどういふものであります。国家公務員としての制限に服せしめる、でありますからして、これがこの罰則の程度が重きに失するとか、或いはこれでは足りないとかいふことがあればこれは法律が改正されるべきだ、これはその判断は國家公務員と同じ立場に立たせるといふことでありますから、國家公務員が動けば自然に動いて来る。この法律は結局政治行為の制限の内容、それから罰の程度といふことは結局内容にはなりません。考へ方としては國家公務員と同じ制限に立たせる、これがこの法律案の本旨であります。

○野本品吉君 まあさういふお考えであるにいたしまして、三年以下十萬元以内といふこの罰則は、この法律によつて取締られる者にとりましては重大な問題であるわけですか。この法律が仮に成立したとするならば、私どもは三

年以下十萬円以内の加罰が適當であるといふことの認識の上にこの法案を通したといふ責任を負わなければならぬと思ふのですが、この点はどうか。

○國務大臣(大達茂雄君) 現在の法律が國家公務員については三年以下の懲役十萬円以内の罰金という法律を定めてあるであります。でありますからして、これが改正せられない限りは現行法の下における法律秩序としてはこれを一應適當のものと思ふのがまあ當然であらうと思ふます。で、これが國家公務員の政治行為制限に対する制裁として不當であるといふことになれば、それは法律が改正せられるべきであり、併し現行法はそのまま存置する限りはこれを一應適當な方法として考へなければならぬ、で、それへ合せると申しますのは、しばしば申上げましたように、教育という、同じ公務であつても教育というものは國家的性質を實質の上には非常に帯びておるものであるから、それだから國家公務員を取扱つておるのはいわゆる一般の國家公務員である、その國家公務員の取扱つておる國家事務とその實質性格において教育事務は同じようなものであるから、従つて同列な制限をするのが適當である、こういうのでありますから、國家公務員一般について政治行為制限の内容、或いは加罰の程度というものが變つて来れば、これは自然と、同じ取扱ひをするという点から變つて来る、こういうつもりであります。

○野本品吉君 大体わかつたような氣もいたしますが、そこで私は、大きな問題にぶつかつて来ると思ふのですけれども、差當つて、仮に差當つても三年以下、十年以内といふこの加罰が適當なものとして国会がこれを審議決定したとする、その国会の審議決定が明日が日にでも人事院の一方的な決定によつて大幅に改正される、改定されるということがあり得るわけなんです、こうなつて来ますと、国会の審議決定というものが人事院の一方的な決定よりも弱いものになつて来る、低いものになつて来る。ことに私は大きな問題があるように感ずるのですが、如何ですか。

○國務大臣(大達茂雄君) この罰の程度につきましては、これが直接法律に定めておりますから、人事院規則によつてこの罰の程度を変更するといふことはできない關係になるうと思ひます。

それからその罰を科せられる行為ですね、その行為の範圍といふものはこれは人事院規則に任されておる、でありますから人事院規則を変更することによつて罰を科せられる内容になる行為は、これは変更されるわけであり、併しこれが人事院規則で非常な事情に合わないといふようなきめ方をするということは、一應法律としてはそういう場合を予想しておらんと解釈せざるを得ない。といふのは法律において、その点は本来が法律を以て定めるべき事項であるけれども、それを人事院規則に委任をして、法律が委任をして人事院規則の定めるところによる、こういうことにしておるのでありますから、その場合には人事院規則の定めるところはつまり法律と同様な効力を持つわけであり、でありますから、若し人事院規則に任せて置くこ

とが不當であるといふことになれば、これは法律によつて、なん時でも法律を改正することによつて、人事院規則に委任したその委任という規定を変更することは當然できるわけであり、現行法としては人事院がきつた非常に常軌を逸したような、或いは極端に事情に合わないような規則を定めるはずはない、こういう考え方では法律として人事院規則に委任しておる、こういうふうには私は解釈しておるのではありません。でありますから若しそれを不當とすれば、何でも法律を改正することによつてこの人事院規則による制限といふものは廢止することができ、これは當然であらうと思ひます。

○野本品吉君 もう一点お聞きしておきたいのですが、現行の人事院規則によつて、よくもこれほど細かく考へたなと感心するほど政治行為についてのいろいろの規制がしてある。その人事院規則によるあの細かい規制に違反したものに對して、先ほど申上げております加罰が適當である、こういうふうな考へた場合に、この法律が成立の後において人事院規則が一方的に改定された場合に、加罰がそのまま残ると、私はここではつきりしておきたいと思ひます。何らかその事柄は人事院の決定が国会の決定に改定を加へるといふ結果になるということじやないかと思ふのです。

○國務大臣(大達茂雄君) お話になりまして御趣意は特例法で現在の人事院規則の内容を一応対象として、そうしてこの特例法が成立するとしたその場合に、人事院規則が変るから、そうすると實質において特例法がこれによつ

て変更されるような結果になる、こういう御趣意のようでございます。それは先ほど申し上げましたように、特例法では人事院規則を含めた公務員に関する制限、こういうものを対象にしておるとお考え下さつていいと思ひます。具体的に人事院規則の内容になつていないもので、しばしば申し上げました、公立学校の先生といふなども、その扱つておる教育ということが國の事務と實質において違ふところがないのであるから、國の事務を取扱つておる國家公務員と同じにする、こういう考え方であり、國の事務を対象にしてはならない。實質的には現在では人事院規則を対象にしている。要點は國の國家公務員と同じにすること。これがこの特例法の趣旨であります。でありますから、例え普通法律用語で言いますと、準用するとか何とかいう言葉を使えば、それをわざ／＼書く代りにこれを引張つて来た、こういうのであります。例によつて来たといふやつはこつちと同じにするといふことでもありますから、動けば一緒に動く、つまり國家公務員と同列にする、これが正確に言つてこの法律案の内容であるように御了承願ひしたい。

○相馬助治君 野本委員の質問は地方公務員である教員の加罰の場合に、それを禁止される事項を人事院規則に譲つておることに對する疑問から發したと思ふのですが、私もそれに對して大きな疑問を持つておりますが、先ずそれを別な角度から、それに連關して一点伺いたのですが、この國家公務員法が生れるときにも重大なる内容を持つ

つてゐるものを人事院規則に譲るといふことについては、當時法律學者を初めとして、いわゆる法といふものの精神を重んじようといふ人の中に大きな問題があつたことは大臣も御承知であらうと思ふのです。で、ただ國家公務員の場合にはそういう処罰規定がいか悪いかといふことについては、問題はありませんけれども、人事院といふものがあつて、ストライキ権を奪われた國家公務員に對して、代りにベークス・アップその他國家公務員の利益を守るための責任を人事院が果たしてくれ、そういう見合ひによつて、一方においては刑罰を科するといふことがあつた。ところが今般は、教員の場合には、直接には人事院によつて何も守られていない。そうして罪を受けるその内容は全部人事院の規則をそのまま準用する、これは非常に問題であると言わなければならぬと思ふのです。先ずこの第一点について文相の御見解を承わつておきたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) この点は昨日も御質問があつたように覚えておりますが、私はこの國家公務員の政治行為を制限するといふことは、その當否は別といたしまして、現行法上それ自身に理由があるとして規定されておるものである。それから、公務員の身分の保障、給与その他についてのこの關係は、やはりそれ自体に理由があつてそういう措置が講ぜられておると思ふのです。そこで片方と与へるから、そのものがちよつと頭を叩いてやるのだ、こういう差引關係のものではないのだと思ひます。成るほど公務員について、例えば同盟罷業とかといふ

ようなことをとめる。この場合には、これは勤務条件の向上、改善についての権利を停止するのでありますから、従つてそれは人事院はその代り適正な給与の勧告をする、これは引替の問題でありましょう。併し政治行為の制限ということになると、これは別の意味でありますから、片方で保護しておるから片方で少しいじめてもいいのだ、こういう取替の問題ではないと思ひます。又地方公務員たる教職員につきましても、これはやはり地公法において身分の保障の規定があります。併し、これにいたしまして、これはストの禁止、このベース・アップの勧告というようなその間に連関性があるものと考へております。

○相馬助治君 文部省がこのような法律を必要とする意図、その精神に対しては、私は当初から現在に至るまで反対の意見を持つておるのであります。が、私自身の意見は暫くおとして、あの法律が仮にあのまゝ必要であるとしても、立法の制度から言ふならば、法律自体に制限の内容を定めてこそ世人が納得するのではないか。こういうふうに一応考へて私は質問をしておるわけなんです。そこで第一点として今の御質問を申上げたのですが、今の大臣の答へは、私にはどうも納得ができません。そこで一歩進んでお尋ねして行きたいのでありますが、どう考へても、地方公務員たる身分を持つ教育公務員の自由の制限を別系統の人事院の専権に委ねてしまふということとは、立法上どう考へても筋が通らないと思ふのです。なぜならば人事院規則が改正されて来るといふと、地方公務員であるところの教育公務員の政治活動の制限の内容が自動的に變つて来る

動の制限の内容が自動的に變つて来ることになる。そうして又、それは地方公務員である教員が、それらの變つたことを必ずしも的確に知るかどうかといふことになつて来ると問題でございします。そうして又、全然別系統に属する機関の一方的なものの判断、解釈、改正によつて、自動的に別系統の地方公務員である教員が縛られて来る、或いは緩められて来る、これはよいとか悪いとかいふことでなくして、私が言うところのことは、そういうような縛ろふとすることが妥當であるとか妥當でないとかいふことを論じて討論してゐるのでなくして、どう考へても立法上私は筋が通らないのです。従ひまして、文相がこの二法案を必要とする考へ方を一応認めるとした場合においても、なぜ法律自体にこの制限の内容を定めて、その法律を読んだだけで、地方公務員である教職員に、明らかにするやうな法律を出しにならなかつたのであるか、これについては悪意に解釈する人もありましよう。こういうやうな法律を出して、そうして、この法律は大したものじゃないといふことで通してしまつて、然る後に圧力を發揮する、悪辣なる大達文部大臣の云々といふことを我々聞かされておるのであります。私はそれを問題にしているの

でなくして、立法府の我々として、筋が通らないことには承認はできないので、その辺の経緯を私は承つておきたいと思ひます。

○國務大臣(大達茂雄君) 地方公務員たる教育公務員が、まあ正確に申上げますと人事院規則によつて直接政治行為の制限を受けるのでありますが、又

將來人事院規則が改正になつた場合にも、その改正ということによつて直接地方公務員が、人事院によつて政治行為の制限をせられる、こういうことは法律的には、そういう意味ではないと思ひます。ただ、この特例法の規定によつて、人事院規則と、それは地方公務員たる教育公務員というものが特例法によつて結び付けられるという意味であります。そこでそれならば、この特例法のうちに人事院規則と同じ内容のものを書いたならばいいのじゃないか、若し人事院の規則の内容が適當であるとするならば、若し人事院規則のうちで取捨選択の余地があるとするならば、その適當なものだけを拾ひ上げて書いたならばいいんじゃないか、こういう議論だと思ひます。ところがいつも申上げますやうに、私どものほうでは国家公務員の立場と同じ立場をとらせる、これが趣旨であります。仮に、この特例法において独自の立場で政治行為の制限をきめますか、きめた場合、国家公務員たる附屬の先生と、それから地方公務員たる公立学校の先生との間に、なぜそういう區別をするかという点は、私どもから見ると理由がない、こういうことになる。公務たる教育の性質上、国家公務員との間に區別する必要はないといふ建前をとつておるのでありますから、どうしても両方合せなければならぬ。そこで「例による」といふことは、用例に従つたといふことは、つまりスライドして、片一方を変えれば、片一方も内容が變つて行く、こういうこと自身がこの法律案の趣旨とすることでありま

す。決して煩を省くために、或いは見せかけを柔らかにするために、そこに書かなかつた、こういう趣旨じゃないので、むしろ逆に国家公務員と同じやうに動いて行くといふことが、この法律案の趣旨であります。これがいいか悪いかは、これは御批評であります。とにかく法律案の趣旨は、そういう意味で立案したのであります。

○相馬助治君 會つて教育委員会をどうしても育成しなくちゃならない、という大達さんのお考えに對して、教育委員会そのものあり方からして私どもは反對しました。併しあなたのおつしやる言葉の中に、一部私どもを納得せしめたことは、教育の事務方のおつしやるという現在の立場を堅持することは、逆に言うならば教育の中央集權化に反對する精神である。教育の中央集權化といふものは、憲法及び教育基本法の根本原理に矛盾することになるのであるからして、教育の權力統制への一段階であると世人が指摘していることに、大達さんは古い自由主義者として、(笑)この点を反對して、教育委員会の助成に熱意を払つてゐるのである。こういうやうに了解するといふと、私は大達さんの、或る一つの共鳴を持つていたものなのであります。ところが今度の法律に至つては誠に矛盾をしてゐる。で、どうして矛盾しているかといふことを、ここで論じようといひたいと思ひます。要するに、政府が教員の國家に對する責任を強調して、公立学校の教員も責任と服務の点においては國家公務員と實質的に同一である、かように主張するならば、私はその論拠を認めましよう。認めるとするならば、次の段階に

おいては、教育は地方の事務であると規定してあります地方自治法、教育委員会の大原則を否認するものであるからして、それはこれらの法律の改正を圖らなければならぬ。振返つて考へてみますと、先の文部大臣の當時に、義務教育費全額國庫負担法なるものが文部省において構想された。これも日教組その他から猛烈な反對を受けた。それは見せかけだけの全額國庫負担法であるといふ意味合いにおいて反對を受けたのであつて、若しそれ、あの法律が義務教育無償の憲法の原則に立つて、全額を國で以てみる。同時に教員を國家公務員として、これを國家公務員の例に倣つて、政治的活動その他の権限を縛るとするならば、一応の筋が立つてゐたと思ふのです。即ち物の面においても、それから教員自身の利益の面においても、國家公務員としての処遇を与へ、同時に國家公務員としての制限義務付けといふものをなして行つたから、車の両輪のごとき關係にあつたから、あの法律を立案しようとした文部省の善意の意図といふものは、今日高く買われて然るべきものだと思ひます。それを今度の大臣の答へによつて、ものを推し進めて行くならば、政府は本法案をその第一歩として、現に日本がとつておるものと修正して行くとするこれは意図に立つてゐるのかどうか。なお本法案は暫定的なものである、行く／＼は地方公務員であるところの學校職員を、國家公務員として取扱うやうな積極的立法の意思があるのかどうか。この点について明快なる一つお示しを願ひたいと思ふのです。

私はまあ議論をしていないのでございまして、全く純粋にわからないので、筋がどうもわからないのでお尋ねしているのをごいまして、一つその点を考慮されて、親切にして、而もよくわかるような答弁を煩わしいと思ひます。

○國務大臣(大藏茂雄君) 教育を地方のこの公立学校による教育、これを地方の事務として取扱うということは、これはそれ／＼の地域団体の子弟を教育することでありまして、従つてこれを地方の仕事として取扱うということとは、これは事務の所屬をさようにきめたことと私はさように思ふのであります。そうしてその事務のそういうふうな地方の事務として所屬をきめて、そうしてその定められたる事務をそれ／＼の地域社会における子供の教育のことでありますから、でありますからその地域社会の人々の意思を反映して、いわゆる地方分権的にこれを運営して行くと、こういう建前が現在の教育委員会による教育というものであります。その場合にその教育というものが国家的性格をもつていないという点は、これはかかわりのないことであるとは私は思うのであります。それは教育自身の性格から来るものであります。て、その事務を地方の事務として扱う、或いは国の事務として扱う、これはそれ／＼の行政事務の所屬のきめ方であると思うのであります。ここに、この場合に従つてこの教育というものの国家的性格から割出して、そうしてこのたびの特例法一部改正という法律案を提出したわけでありまして、でありますからして、それであるからという

て、だからして当然にこれは国の事務として将来、これに従事する職員は国家公務員にすべきじゃないか。又その地方事務として扱っているものも国において取扱う、その事務を行うということにはならんと思うのであります。現に同じ義務教育であり、同じ中学校の教育であり、内容においてちつとも違はんはずの同じものを、これを附屬

において教育する場合にはこれは形式的に国家の事務として取扱う、これに従事するものはいわゆる国家公務員である。同じものを公立学校というものである。同じ場合には、これは地方の事務として地方教育委員会においてこれを取扱う、内容は、その公務たる教育の内容は全く同じであります。ただ事務の所属はそういうふうに分けられていると、こういうものであらうかと思えます。でありますからして、その教育というものの本来の性格から見てこのたぐいの特例法一部改正の理由をここに求めたということと、それが直ぐこれを地方の事務という考え方を否定して、そうして教育委員会というものからこれを取上げるのだ、こういうことには私は、そこまで発展する性質のものではないと存じます。

○相馬助治君　それからそういう意図も持つてない。

○國務大臣(大藏渡健君) 只今そういう意図も持つてない。従つて今後全額国庫負担ということは将来の問題でありましよう。併しこれは只今のところはそのうことは意図は持つておりません。恐らく将来においても教育というものが国家的性格を持つ仕事であるということからだけでは、即ち経費を全部国で支弁する、こういう結

論はなかく出ないのではないかと思
います。少くとも現在において国家公
務員にするとか或いは全額國庫負担、
この前の職員法のようなものに進ん
で、そういう意図はありません。

○荒木正三郎君 只今野本、相馬両委
員によつて質疑されている問題に関
したしまして、二お尋ねいたしま
す。

私はこの教職員の政治的行為について、それを国家公務員の例によるといふことについては重要な問題でありまして、改めて質疑をいたしますが、ここでは非常に無理があるという二、三の例を挙げて、そしてそれについて文部大臣の所見を伺つて置きたいと思ふのです。それはどういう点に非常に無理が出ておるかということですが、これはこの人事院規則の第十二号ですね、この条項によりますと、「政治的目的を有する文書又は図画を国の庁舎施設等に掲示し又は掲示させその他の政治的目的のために国の庁舎施設、資材又は資金を利用し又は利用させること。」こういうことをしてはならないといふふうに相成つております。ところがこの条項を適用されますけれども、教職員はそれでは地方の施設設置いは学校とか或いは庁舎と、そういうところを利用して政治的目的を有する文書又は図画、そういうものを地方の庁舎とか施設というものに掲示し、その他の行為をしても何ら差支がなないことになるわけです。これは私はい悪いとは別として、明らかに矛盾しているじやないかと思ひます。公立学校の教職員が地方のいわゆる公の施設を利用して差支えないが、国のそういうものを利用してはならんといふの

はこれは明らかに矛盾しているというふうに考えるのです。これはやはり、元はその国家公務員の例によるというふうな扱い方をしたことによつて起つて来た私は欠陥であると思うのです。こういうことについて文相はどういうふうな所見を持つておられますか。

○国務大臣(大達茂雄君) この点はこの人事院規則が国家公務員というものの

を對象として規定せられております。で、従つてここには国の庁舎、施設、資材というふうに、利用し又は利用させること、こういうふうに書いておると思います。そこでただ現在の人事院の解釈に従いますというところ、これは国家公務員の自分が勤務しておる庁舎、施設、そういうものを利用し又は利用させるということだけでなしに、広く国の施設と庁舎等を利用し又は利用させるということがいけないのだ、こういうふうな解釈しておられるようです。でありますからして、このやういふ公の施設を、こういう運動に使つてはいけない、こういう点では地方公務員である教職員に対して政治行為を制限する場合でもやはりこの規定を基つて来て私は別に差支えないと思う。ただ一点地方公務員のことであるから、地方公共団体の庁舎施設、そういうものを利用し又は利用させるという場合も附加されるべきものである、制限としては、という点は御指摘の通りだ私は思います。これは実はその内輪を申上げるのであります。私どもは、ほうで当初立案をいたしました場合に、その点は附加えて或いは読み替るやうな規定を設けて実は政府部内における関係庁のものとの協議をしたのであります。その際にこれはこのやう

ではありませんが、例えば国家公務員であつても、例えば国警における警察官、こういう者はまあ国家公務員である。これが併し各府県に勤務、事実上仕事をしている。そういう人が国のこの人事院規則によると内閣を讀すとか、支持するとか、反対するとかいう意味の目的をもつて一定の政治行為をすることはできない。併し地方におつてそ

の県の知事を排斥するとかいふようなことで、地方における国警の警察官がそういう目的のいろいろの政治行動をするということもこれも困る、そういう点で人事院規則については、大筋は別としても、そういう細かい部分については一応改正しなければならん。こういうことをまあ考えておけるという点であります、そういうわけで、人事院規則についてはそういう点では、なお検討の上で改正をする必要があるから、そういう細かい点の読み替へは、読み替へえの規則に持つて行つたのですが、読み替へはむしろやめたらいじやないか、この際は、それでまゝとめてこれか改正を、適當な改正をするようにしなければうがいい、こういう実は話でありまして、そういうことであればそれでよろしかろう、こういうことで実は提案の運びになつたのでありますが、この点につきましては過日衆議院の人事委員会におきましては淺井總裁のほうから、やはりそれに大体或る程度の人事院規則そのものを改正しなければならんと思つているという意味の答弁もあつております。で、当時私どものほうで法制局或いは人事院等々と意見の調整を行いました場合に、そういう意味の關係方面の意図が明らかになつてしまつたから、その意味で恐らく読み替

えて地方団体の云々と、いろいろに読み替へる規定を省いて、省略したわけでありませう。さうに御了承願います。

○荒木正三郎君 これは私がお尋ねをしておる点は、地方公務員である教職員に対して、国家公務員の例によるということ、いわゆる国家公務員法の法律を適用する。言い換へれば人事院規則を適用するということによつて、矛盾が起つて来ている。即ちこの例によつて、この非常な簡単な、さういふ操作をしたことに無理があるということ、これを言つてはいいわけなんです。この例はほかにもあります。これは第六項の第四で、政治的目的をもつて、前号に定める金品を国家公務員に与へ又は支払ふこと。さういふことをしてはならないとあります。で、その前号というのは「政治的目的をもつて、賦課金、寄附金、会費又はその他の金品を求め若しくは受領し又はこれらの方法をもちてするを問はずこれらの行為に關与すること。で、これは国家公務員にさういふ金を渡すやならんというのですが、地方公務員に渡してもいいことになるのです。これも明らかに私は矛盾して来ていると思う。さういふ矛盾がまだほかにもあります。私は順次質疑してもいいのですが、これは関連質問ですから、できるだけ簡単にしたいと思ひます。これは文相がなんとおつしやつてもこれじゃ、このまま適用すればこれは明らかに矛盾して参ります。さういふ第六項第四の規定についても、どういふようにお考えになつておりますか。国家公務員に金をやつちやならん

が、地方公務員にはやつていいと、さういふことになるわけですか。○國務大臣(大達茂雄君) これらの点は、今申し上げましたように、精密に言つて足りない部分もあります。或いは又読み替へなければならぬ部分もあると思ひます。これは先ほど申し上げましたように、人事院規則そのものがそれらの点について改正をしなければならぬということ、人事院のほうで申しておりますのであります。それから、今ここで読み替へる規定を作りまして、人事院規則が又変わりますと、今度は読み替へる部分についての法律改正をしなければならぬ、さういふことになりまして、人事院の規則の改正がそれらの点についてある、さういふお話であります。さういふ御承知を頂きたい、これは衆議院の人事委員会において、これは衆議院の人事委員会において、人事院規則がこれら点について答弁をしておられます。私只今申し上げたような意味において答弁をしておられますので、それで御了承願ひたいと思ひます。

○荒木正三郎君 私はこれで質問を終わります。野本さんも御質問あると思ひます。たださうするとさういふことに相成るわけですか。教職員に対しては国家公務員の例による、この国家公務員法を適用するわけですか。これは人事院規則を改正する前提に立つて適用するということになるわけですか。人事院規則を改正するということ、前提にしなければ適用できないということになる。さうなれば問題は又別個の問題として起つて来ると思ふのです。人事院規則をこのまま適用すれば、矛盾があるということ、もうはつきり

してある。先の十二号におきまして、国の施設にはさういふ文書、図画を貼つてはならないが、地方の公の施設には貼つていい。国家公務員には金をやつてもいいが、地方公務員には金をやつてもいい、これは一つの法律としては、一つの行為を取締る法律としては矛盾した内容を持つています。これは矛盾した内容を持つています。これは人事院規則を近き改正すると、非違裁は言つておる、改正になるかならないかは私は知りません。併し改正になるからこれはいんだということになるから、改正を前提にして私はこの法律ができておるといふことになると思ふ。さうなればこれは私はなんといひますか、非常にこの法律を審議する場合に、改正になるかならないかわからない、(どうなるかわからない)と呼ぶ者あり)わからぬものを前提として、改正になると人事院規則がさう言つておる、さういふ前提でこの問題を審議することは困難になつて来るのです。

○國務大臣(大達茂雄君) 私は矛盾があるとは申しておらない、足りない部分ができて来る、さういふふうに申しておるのでありますから、この特例法によつて人事院規則の例によるものが矛盾をしておつて、法律上それでは動かない、さういふものとは思つておられます。先ほどさういふと申し上げましたが、国の施設を利用し又は利用させる場合でも、自分が管理をし、自分が勤務しておるその庁舎、施設を利用し、又は利用させるという意味ではなくて、広く国の施設、庁舎を公務員の身分を持つておるものが、さういふ運動に利用してはいけない、又利用しても

いけない。さういふことでありますから、それは地方公務員たる教職員の場合についても国の庁舎、施設を勝手にさういふことに使つてはいけないという点は、やはりこの人事院規則によつてさういふ制限を受けることになる、これは地方公務員たる身分に、性質からみてこれが矛盾するといふふうには私は考へておらん。ただ足りない部分は生ずる、例えば地方公務員が地方団体の庁舎とか、施設をさういふことに使つても差支えないか、さういふ問題が起ります。さういふ問題はありますが、この法律を施行する結果非常に矛盾が起るのだ、さういふことは考へておらん。具体的に申し上げますと、国の公務員である、例えば日教組が文部省で坐り込んで、さうして文部省の建物にいろ／＼ビラを貼り付けたり、何かさういふことをしてはならぬので、結局地方公務員の場合でもそれは今度の特例法によれば、それが一定の政治的目的を以て特例法のこの人事院規則に定める条件を備える場合においては、それは禁止せられます。これは矛盾するといふことではない。国の庁舎ならば、幾らでも貼り付けて、地方団体の庁舎から貼り付けることはできない、しちやいけない、さういふものではない。その点は矛盾をしないので、足りないところがある、さういふことを先ほど申し上げた。決して矛盾はしておらんと私は思ひます。

○荒木正三郎君 この法律によりますと、政治的な目的をもつた文書或いは図書、図画を学校の壁に幾ら貼つてもいいわけでありませう。道義的には問題

はない。法律的には幾ら貼つてもいいわけでありませう。或いは市庁舎とか或いは府県庁舎とか、さういふ公の施設を幾ら利用してもいいといふことになりませう。さうして国の施設にはさういふことをやつてはならぬ、さういふことになつていくわけでありませう。さうすると、さういふ政治的行為を制限することがいいか悪いかというのを私は言つておるのじゃない、一方地方の公共の施設は幾ら利用してもいいが、国の施設は利用しちやいかん。これは地方公務員である教職員を国家公務員の例によるさういふに適用したところ、根本の無理があると私は言つておるのです。さうして又この人事院規則が目的としておるとは明らかに私は矛盾しておると思ひます。国の施設に貼つてはいけないが、地方の施設には貼つていい、さういふ考え方をこの法律はとつていない。人事院規則はとつていない。国家公務員であるから国の施設を利用してはならぬ、地方公務員であるから、地方公務員は地方公共団体の施設を利用してはならぬ、さういふことに相成つておる。これで私は無理が一貫しておると思ひます。ところが地方公務員に対して国家公務員法を適用するためにさういふことが起つて来ていることは明らかに私は矛盾して居る問題だと思ひます。足りないと言へば足りないかも知れませぬ。なかなか文部大臣は巧妙な言葉をお使いになられるようです。確かに私は矛盾しておると思ひます。これは第四項でもさうです。金を国家公務員にやつてはいかんが、地方公務員にやつてもいいのです。私はもつと言ひたいことは第七項に

重要な問題があります。これは又次の機会に譲るとして、こういう矛盾は地方公務員である教職員に国家公務員法を適用するところから私は起つて来ている欠陥だと思います。

○國務大臣(大達茂雄君) 私の言葉が足りなかつたのかも知れませんが、先ほど申し上げたように矛盾はしていません。つまり矛盾してないということ、地方公務員の場合には、国の建物、庁舎というものに一定の政治的目的を有する文書、図画、そういうものを貼り付けてもよいのだ、こういうことは少くとも現在の人事院規則等の精神から言えば、それは一体禁止せられて然るべきことであるから、だから地方公務員の場合にもその国の規定によらしめて私は不都合はないと思ひます。ただ地方公共団体の建物も同様に扱われるべきものであらう。であるから、それについての規定が欠けることになるのは足りない点がある、こういう意味を申し上げたのであります。それと同時に国家公務員の場合から言ひしても、国の庁舎、施設について、そんなものは貼り付けてはいけません。同時に又幾ら国の公務員でも地方団体の公の施設、庁舎に勝手にべた／＼貼り付けてよい、こういう理窟はやはりないのでありますから、そういう公の施設をさようなことに利用するといふことはいけない、こういうのだから、人事院のほうでは改正するというのはその地方団体のそういう公共施設のようなものを利用したり、利用させたりすることはいけないのだ、ということとを国家公務員法、人事院規則においてはそこが欠けておるから、そういう点においては更に検討して改正する必要がある、こう言つておるのです。でありますから、その点は足りないといふことはあります。けれども矛盾して理窟に合わないといふことは私はないと思う。つまり国家公務員法のほうの国家公務員といへども地方公共団体の施設、建物をさような目的に使つてはいかん、こういうことが規定されれば、それですつかり済む、こういうふうには私は思つております。

○荒木正三郎君 そうするとやはり元に戻つて、人事院規則が改正せられか知りませんが、これについても非常な問題があると思うが、これは後日質問するとしても、この人事院規則というものは浅井総裁がそういう足りない点があるから改正するのだとおつしやつておる、私は聞いておりませんが、文相の言葉をそのまま受取つても、併しこれは実は一人だけで改正できる問題でもなし、又改正する必要がある問題である、現にされてない。現にされてない人事院規則を今適用されるということになると、非常に不合理が起つて来る。矛盾という言葉が適当でないというならば、不合理が起つて来る。私は道義的に言つておるのじやなくて、法的に言つておるのです。これは確かに私は不合理だと思ふ。

なこの問題は第七号にも出ております。地方自治法に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと、署名運動をしてはならない。この地方自治法に基く地方公共団体の条例の中には、教職員にとつてのいわゆる給与に関する条例が

あります。これは地方公務員法が制定しておる通りに給与の問題について、給与の問題を改善するために組合を作つておるのだと言つてもいいくらいにその目的は、はつきりしておるわけですが、ところがこういう給与の問題について条例が作られる場合、これは地方公務員である教職員は、当然こういう問題についていふ／＼の意見を述べたり運動することができず、現に、ところが国家公務員の例によるといつてこれを適用されると、そういうことをしてはならぬということになるのだと思ひます。或いは地方公務員の組合結成の目的を抹殺する結果になつたか伺いたい。

○政府委員(緒方信一君) 只今……。

○荒木正三郎君 私は文部大臣にお伺ひしておるのです。

○國務大臣(大達茂雄君) 私の代りです。

○政府委員(緒方信一君) 只今の人事院規則の第五項第七号の条例の改廃についての問題であります。この条例の制定改廃につきましても「請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと」を目的として、次の第六項に規定してあります。それが人事院規則の趣旨でございます。そこで条例の制定、改廃の關係は自治法の第七十四条にございしますが、これは御承知のことでございますが、選挙権を……、その地方公共団体の住民で、選挙権を有する者は、その総数の五十分の一以上の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の長に對しまして、かような請求をすることができると、こういう目的を以ちましている／＼な政治的行為をするといふことを、この人事院規則は禁止しております。この趣旨は、公務員が公務を適正に執行して行爲に深入りすることを避けるという趣旨から出ておると考えます。(違ふ、違ふ、全く違ふと云ふ者あり)そこでこの問題は、職員団体として、当局と条例の制定等につきましても交渉をする、このことは全然別個な問題でありまして、これは地方公務員法に基きまして、職員団体として当局と交渉をする、勤務条件の改善等につきましても交渉をすることとは全然別個の問題でございます。選挙権者の一人として選挙権者の五十分の一以上の署名を得る、こういう政治的行為をする、そういう目的を以て政治的行為をする、これを禁止するのがこの人事院規則の趣旨でございます。只今お話の、職員が待遇改善等につきましても当局と交渉をする、条例の改廃等につきましても交渉をするという問題とは別個な問題であります。

○荒木正三郎君 私は緒方さんは考え違ひしておられるのじやないかと思ひます。というのはですね、「地方自治法に基く地方公共団体の条例の制定」ですね、これに對してはなぜ国家公務員が関与してはならぬかといふことは、第六項の第一に明らかになつておるのです。「政治的目的のために職名、職權又はその他の公私の影響力を利用すること」即ち国家公務員というものを以て、その地方の自治体が行うい

ろのことに関与してはならぬ、こういう趣旨に基いてこの条項があると私どもは解釈しております。だから地方自治法に言ういわゆる条例の……、地方の公共団体がやる条例について国家公務員が関与してはならぬ、こうなつておる。地方公務員である教職員は、給与の問題についても、給与の条例を作ることにしても区會議員の諸君に署名を求めたりやつておるわけですが、併しそれは現行法でできるわけです。又は区會議員の諸君でなくともよろしい。その他いろいろ地方の住民に對しても、いろいろ署名を求めることができわけです。併し国家公務員はそういう地方自治団体のことに對しては、してはならぬという規定があるからです。そういう意味であつて、今後はですよ、この国家公務員法を適用されることによつて、實質的に教職員は国家公務員と同じ扱いを受ける。そうしなければそういう待遇改善の問題についても署名を求めるといふことはできなくなるのか。できるのですか。できるのだつたらできるとおつしやつて下さい。多くは要りません。

○政府委員(緒方信一君) 只今お話の人事院規則の第六項の第一号でございしますが、これはその政治的目的のために、こういうふうな職名、職權等の影響力を利用しちやいけないう政治的行為の一つの制限の規定でございします。これは今のお述べになりました第五項の第七号とは、これは直接の、これと對して規定されたわけじやないのでございます……。

○荒木正三郎君 それはそうかも知れない。

要がある、こう言つておるのです。でありますから、その点は足りないといふことはあります。けれども矛盾して理窟に合わないといふことは私はないと思う。つまり国家公務員法のほうの国家公務員といへども地方公共団体の施設、建物をさような目的に使つてはいかん、こういうことが規定されれば、それですつかり済む、こういうふうには私は思つております。

○荒木正三郎君 そうするとやはり元に戻つて、人事院規則が改正せられか知りませんが、これについても非常な問題があると思うが、これは後日質問するとしても、この人事院規則というものは浅井総裁がそういう足りない点があるから改正するのだとおつしやつておる、私は聞いておりませんが、文相の言葉をそのまま受取つても、併しこれは実は一人だけで改正できる問題でもなし、又改正する必要がある問題である、現にされてない。現にされてない人事院規則を今適用されるということになると、非常に不合理が起つて来る。矛盾という言葉が適当でないというならば、不合理が起つて来る。私は道義的に言つておるのじやなくて、法的に言つておるのです。これは確かに私は不合理だと思ふ。

なこの問題は第七号にも出ております。地方自治法に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと、署名運動をしてはならない。この地方自治法に基く地方公共団体の条例の中には、教職員にとつてのいわゆる給与に関する条例が

あります。これは地方公務員法が制定しておる通りに給与の問題について、給与の問題を改善するために組合を作つておるのだと言つてもいいくらいにその目的は、はつきりしておるわけですが、ところがこういう給与の問題について条例が作られる場合、これは地方公務員である教職員は、当然こういう問題についていふ／＼の意見を述べたり運動することができず、現に、ところが国家公務員の例によるといつてこれを適用されると、そういうことをしてはならぬということになるのだと思ひます。或いは地方公務員の組合結成の目的を抹殺する結果になつたか伺いたい。

○政府委員(緒方信一君) 只今……。

○荒木正三郎君 私は文部大臣にお伺ひしておるのです。

○國務大臣(大達茂雄君) 私の代りです。

○政府委員(緒方信一君) 只今の人事院規則の第五項第七号の条例の改廃についての問題であります。この条例の制定改廃につきましても「請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと」を目的として、次の第六項に規定してあります。それが人事院規則の趣旨でございます。そこで条例の制定、改廃の關係は自治法の第七十四条にございしますが、これは御承知のことでございますが、選挙権を……、その地方公共団体の住民で、選挙権を有する者は、その総数の五十分の一以上の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の長に對しまして、かような請求をすることができると、こういう目的を以ちましている／＼な政治的行為をするといふことを、この人事院規則は禁止しております。この趣旨は、公務員が公務を適正に執行して行爲に深入りすることを避けるという趣旨から出ておると考えます。(違ふ、違ふ、全く違ふと云ふ者あり)そこでこの問題は、職員団体として、当局と条例の制定等につきましても交渉をする、このことは全然別個な問題でありまして、これは地方公務員法に基きまして、職員団体として当局と交渉をする、勤務条件の改善等につきましても交渉をすることとは全然別個の問題でございます。選挙権者の一人として選挙権者の五十分の一以上の署名を得る、こういう政治的行為をする、そういう目的を以て政治的行為をする、これを禁止するのがこの人事院規則の趣旨でございます。只今お話の、職員が待遇改善等につきましても当局と交渉をする、条例の改廃等につきましても交渉をするという問題とは別個な問題であります。

○荒木正三郎君 私は緒方さんは考え違ひしておられるのじやないかと思ひます。というのはですね、「地方自治法に基く地方公共団体の条例の制定」ですね、これに對してはなぜ国家公務員が関与してはならぬかといふことは、第六項の第一に明らかになつておるのです。「政治的目的のために職名、職權又はその他の公私の影響力を利用すること」即ち国家公務員というものを以て、その地方の自治体が行うい

ろのことに関与してはならぬ、こういう趣旨に基いてこの条項があると私どもは解釈しております。だから地方自治法に言ういわゆる条例の……、地方の公共団体がやる条例について国家公務員が関与してはならぬ、こうなつておる。地方公務員である教職員は、給与の問題についても、給与の条例を作ることにしても区會議員の諸君に署名を求めたりやつておるわけですが、併しそれは現行法でできるわけです。又は区會議員の諸君でなくともよろしい。その他いろいろ地方の住民に對しても、いろいろ署名を求めることができわけです。併し国家公務員はそういう地方自治団体のことに對しては、してはならぬという規定があるからです。そういう意味であつて、今後はですよ、この国家公務員法を適用されることによつて、實質的に教職員は国家公務員と同じ扱いを受ける。そうしなければそういう待遇改善の問題についても署名を求めるといふことはできなくなるのか。できるのですか。できるのだつたらできるとおつしやつて下さい。多くは要りません。

○政府委員(緒方信一君) 只今お話の人事院規則の第六項の第一号でございしますが、これはその政治的目的のために、こういうふうな職名、職權等の影響力を利用しちやいけないう政治的行為の一つの制限の規定でございします。これは今のお述べになりました第五項の第七号とは、これは直接の、これと對して規定されたわけじやないのでございます……。

○荒木正三郎君 それはそうかも知れない。

要がある、こう言つておるのです。でありますから、その点は足りないといふことはあります。けれども矛盾して理窟に合わないといふことは私はないと思う。つまり国家公務員法のほうの国家公務員といへども地方公共団体の施設、建物をさような目的に使つてはいかん、こういうことが規定されれば、それですつかり済む、こういうふうには私は思つております。

○荒木正三郎君 そうするとやはり元に戻つて、人事院規則が改正せられか知りませんが、これについても非常な問題があると思うが、これは後日質問するとしても、この人事院規則というものは浅井総裁がそういう足りない点があるから改正するのだとおつしやつておる、私は聞いておりませんが、文相の言葉をそのまま受取つても、併しこれは実は一人だけで改正できる問題でもなし、又改正する必要がある問題である、現にされてない。現にされてない人事院規則を今適用されるということになると、非常に不合理が起つて来る。矛盾という言葉が適当でないというならば、不合理が起つて来る。私は道義的に言つておるのじやなくて、法的に言つておるのです。これは確かに私は不合理だと思ふ。

なこの問題は第七号にも出ております。地方自治法に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと、署名運動をしてはならない。この地方自治法に基く地方公共団体の条例の中には、教職員にとつてのいわゆる給与に関する条例が

あります。これは地方公務員法が制定しておる通りに給与の問題について、給与の問題を改善するために組合を作つておるのだと言つてもいいくらいにその目的は、はつきりしておるわけですが、ところがこういう給与の問題について条例が作られる場合、これは地方公務員である教職員は、当然こういう問題についていふ／＼の意見を述べたり運動することができず、現に、ところが国家公務員の例によるといつてこれを適用されると、そういうことをしてはならぬということになるのだと思ひます。或いは地方公務員の組合結成の目的を抹殺する結果になつたか伺いたい。

○政府委員(緒方信一君) 只今……。

○荒木正三郎君 私は文部大臣にお伺ひしておるのです。

○國務大臣(大達茂雄君) 私の代りです。

○政府委員(緒方信一君) 只今の人事院規則の第五項第七号の条例の改廃についての問題であります。この条例の制定改廃につきましても「請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと」を目的として、次の第六項に規定してあります。それが人事院規則の趣旨でございます。そこで条例の制定、改廃の關係は自治法の第七十四条にございしますが、これは御承知のことでございますが、選挙権を……、その地方公共団体の住民で、選挙権を有する者は、その総数の五十分の一以上の連署を以て、その代表者から、普通地方公共団体の長に對しまして、かような請求をすることができると、こういう目的を以ちましている／＼な政治的行為をするといふことを、この人事院規則は禁止しております。この趣旨は、公務員が公務を適正に執行して行爲に深入りすることを避けるという趣旨から出ておると考えます。(違ふ、違ふ、全く違ふと云ふ者あり)そこでこの問題は、職員団体として、当局と条例の制定等につきましても交渉をする、このことは全然別個な問題でありまして、これは地方公務員法に基きまして、職員団体として当局と交渉をする、勤務条件の改善等につきましても交渉をすることとは全然別個の問題でございます。選挙権者の一人として選挙権者の五十分の一以上の署名を得る、こういう政治的行為をする、そういう目的を以て政治的行為をする、これを禁止するのがこの人事院規則の趣旨でございます。只今お話の、職員が待遇改善等につきましても当局と交渉をする、条例の改廃等につきましても交渉をするという問題とは別個な問題であります。

○荒木正三郎君 私は緒方さんは考え違ひしておられるのじやないかと思ひます。というのはですね、「地方自治法に基く地方公共団体の条例の制定」ですね、これに對してはなぜ国家公務員が関与してはならぬかといふことは、第六項の第一に明らかになつておるのです。「政治的目的のために職名、職權又はその他の公私の影響力を利用すること」即ち国家公務員というものを以て、その地方の自治体が行うい

ろのことに関与してはならぬ、こういう趣旨に基いてこの条項があると私どもは解釈しております。だから地方自治法に言ういわゆる条例の……、地方の公共団体がやる条例について国家公務員が関与してはならぬ、こうなつておる。地方公務員である教職員は、給与の問題についても、給与の条例を作ることにしても区會議員の諸君に署名を求めたりやつておるわけですが、併しそれは現行法でできるわけです。又は区會議員の諸君でなくともよろしい。その他いろいろ地方の住民に對しても、いろいろ署名を求めることができわけです。併し国家公務員はそういう地方自治団体のことに對しては、してはならぬという規定があるからです。そういう意味であつて、今後はですよ、この国家公務員法を適用されることによつて、實質的に教職員は国家公務員と同じ扱いを受ける。そうしなければそういう待遇改善の問題についても署名を求めるといふことはできなくなるのか。できるのですか。できるのだつたらできるとおつしやつて下さい。多くは要りません。

○政府委員(緒方信一君) 只今お話の人事院規則の第六項の第一号でございしますが、これはその政治的目的のために、こういうふうな職名、職權等の影響力を利用しちやいけないう政治的行為の一つの制限の規定でございします。これは今のお述べになりました第五項の第七号とは、これは直接の、これと對して規定されたわけじやないのでございます……。

○荒木正三郎君 それはそうかも知れない。

要がある、こう言つておるのです。でありますから、その点は足りないといふことはあります。けれども矛盾して理窟に合わないといふことは私はないと思う。つまり国家公務員法のほうの国家公務員といへども地方公共団体の施設、建物をさような目的に使つてはいかん、こういうことが規定されれば、それですつかり済む、こういうふうには私は思つております。

○荒木正三郎君 そうするとやはり元に戻つて、人事院規則が改正せられか知りませんが、これについても非常な問題があると思うが、これは後日質問するとしても、この人事院規則というものは浅井総裁がそういう足りない点があるから改正するのだとおつしやつておる、私は聞いておりませんが、文相の言葉をそのまま受取つても、併しこれは実は一人だけで改正できる問題でもなし、又改正する必要がある問題である、現にされてない。現にされてない人事院規則を今適用されるということになると、非常に不合理が起つて来る。矛盾という言葉が適当でないというならば、不合理が起つて来る。私は道義的に言つておるのじやなくて、法的に言つておるのです。これは確かに私は不合理だと思ふ。

なこの問題は第七号にも出ております。地方自治法に基く地方公共団体の条例の制定若しくは改廃又は事務監査の請求に関する署名を成立させ又は成立させないこと、署名運動をしてはならない。この地方自治法に基く地方公共団体の条例の中には、教職員にとつてのいわゆる給与に関する条例が

○政府委員(緒方信一君) 第七号のほ
うは目的である。こういう目的を以て、
この第六項に掲げておられます。この各号
に載れる行為をもしやらない、かよ
うなことでありまして、この一項があ
るから、国家公務員はこの第五項の第
七号というふうな目的のことをやつち
やいけない、こういう意味だと思いま
す。(署名ができませんか「端的に言つ
て答えてくれ」それを確かめろ)と呼ぶ
者あり)申上げておきます。待つて下
さい。説明をしていける。(「簡単々々」
と呼ぶ者あり)

それではこの禁止されておりますこと
は、第五項のこの「政治的目的」に書か
れております政治的目的を以て、第六
項の各号の行為がいけないということ
でございまして、只今お話のよう
に、単なる待遇改善の目的を以ちまし
て、これは単なる単純に

〔委員長退席、理事鈴木幸弘君着
席〕

そういう目的を以ちまして署名運動
を、(「単純に……」と呼ぶ者あり)第六
項の第九号をやりますことは、これ
は関係がないのでございまして、これは
政治的目的のため署名運動を企画し、
主宰し、指導し、その他積極的に参与
することがいけない、さように御了承
下さい。(「それはおかしい」と呼ぶ者
あり)

○荒木正三郎君 これは第五項第七号
です。と言いますのは、その第七号
は、「地方自治法に基く地方公共団体
の条例の制定」とあります。これは署
名を成立させ、又はさせてはならん、
こういう規定です。これはね、勿論い
ろいろな条例はあると思いますが、そ
中で教職員の給与の問題の条例があ

る。そういう条例について署名をさせ
ることは差支えない、こういうふう
におつしやつておられるのか。差支えがある
とおつしやつておられるのか。はつきり政
治的目的とか何も書いてないのです、
この七号には。だからその点で、はつ
きりおつしやつて頂きたい。

○政府委員(緒方信一君) この第七号
がこれは政治的目的の一つなのであり
ます。そこで只今お話のように、条例
の制定、改廃……、署名を成立させ、
又は成立させないことを目的としたし
まして、ここで書かれておりますよう
な署名運動を企画し、主宰し、指導
し、積極的に参与することはいけない
と、これは禁止されております。

○荒木正三郎君 それではやはり差支
えがございまして、さうな話であり、
今は差支えがあるようなふうに私はと
つたのですがね。結局この第五項第七
号に言う行為はできないのか、できる
のか、おつしやつて頂きたい。第五項
の七号に言う行為が、さういふ行
為はできるのか、できないのか。

○政府委員(緒方信一君) これは繰り
返し申上げておきますように、これが
政治的目的なのでございまして、この目
的を以て第六項の各号に掲げておるこ
とをやつちやいけない、この両方が結
びついて、初めて禁止が行われる。尤
も第六号の中には、その政治的目的と
結びついていない条項もございまして、
ございまして、今、今の署名運動に
つきましては、政治的目的を以て署名
運動につきまして一定の行為をしては
いけない、かようなことになつており
ます。

○荒木正三郎君 この人事院規則は、
すべて政治的行為の制限である。従つ
ていずれも政治的目的を持つてい

ていずれも政治的目的を持つてい
る。だからさういふことをしてはな
らんとする。規定に私はなつてい
ると思ひます。それで第七号の行為
はできるのか、できないのか。これは頭
が悪いのか、さつぱりわからん。

○政府委員(緒方信一君) これは第五
項を御覧頂きますと、「法及び規則中
政治的目的とは、次に掲げるものをい
う。政治的目的をもつてなされる行為
であつても、第六項に定める政治的行
為に含まれない限り、法第百二条第一
項の規定に違反するものではない。」か
うに相成つております。でございま
すから、第六項に一号から七号まで
ありますが、この中に「政治的目的を
もつて、或いは又「政治的目的のため
に、或いは又「政治的目的を有する」
と、こういう字句が出て参ります。こ
の「政治的目的」というのは第五項に定
めてあります。一号から八号までが、こ
れが政治的目的であります。それで政
治的目的を以てさういふことをしては
いけない、さういふことをしては
ありません。さういふことは、今申し
ましたようにこの第五項が頭にさぶさ
つてなければ禁止されない、ということ
がはつきり書いてあります。

○荒木正三郎君 それでは具体的に
尋ねたい。この前の国会でい
ゆる給与の三本建という法律が通り
ました。これは私は私の考えでは、やは
り一つの政策といふか、政治的目
的を以てと申しますか、国会におい
て給与の三本建が定められたわけであ
ります。これに反対する、これは、
やつぱり政治的目的を持つてい

る。三本建に關しましてはほかの条例
でも同じであります。

○荒木正三郎君 そうすると三本建の
給与ですね、これは各県とも法律に基
いて条例を作つておられる所がある。こ
の条例に反対する所がある。さうい
う五分の一とか六十分の一とかい
ふと、さういふ、広く署名を求めるわけ
です。さうしてその数が或る一定
の、その五分の一とか何か知りませ
んが、その数に達したときには、これは
だめだ、これ以下はい、さうい
ふことになるのか。實際問題とし
てお答え頂きたいと思つておる。こ
の案に反対だ、どうも反対してもらいた
いという署名運動を展開する、それは
それだけでは禁止されるか、されな
いかわからないでしよう。どの程度まで
に達したら禁止になるのか、さうい
ふ、その数は。

○政府委員(緒方信一君) それは具体
的な行為の様子がはつきりなりませ
ん。一概に申し上げられませんが、この第
七号に書いてあります自治法の規定に
基きます直接請求なんですね。選挙権
者の五十分の一の連署によつてさうし
てこれを地方公共団体の長に請求する
ことができることになつております
こと。その連署で以て署名を成立又は成
立させない目的でやる、というのが第七
号なんです。さういふ目的を以て例え
ばここにあります「署名運動を企画
し、主宰し又は指導しその他これに積
極的に参与すること。」、さういふこと
は、さういふことになつてお
る。これに当てはめてその具体的な行
為がどうなるかといふことは、具体的
に、もう少し行為の様子がはつきりな
つて参りませんと……。(「三本建はど
うだ」と呼ぶ者あり)三本建でも同じで

○高田なほ子君 ちよつとお伺いま
す。緒方さん、三本建の今の問題は政
治的目的には入らん、さういふふう
に言われましたね。どうもさういふこと
は、さういふこと、三本建といふのは
これは国会で以て制定されたものでし
ょう。だとすると国会で制定された法律
の改正運動に署名することについて、

○政府委員(緒方信一君) ただ三本建
の法律に反対をする、これがまあ政治
的な目的に入るかどうかといふお尋ね
のように入りますが、この第五項の第
一号から第八号まで掲げてあります
政治的目的であるかといふことでご
ざいます。それは政治的目的のやな
いと思ひます。

○理事(鈴木幸弘君) 荒木さんよろし
うございませう。

○高田なほ子君 ちよつとお伺いま
す。緒方さん、三本建の今の問題は政
治的目的には入らん、さういふふう
に言われましたね。どうもさういふこと
は、さういふこと、三本建といふのは
これは国会で以て制定されたものでし
ょう。だとすると国会で制定された法律
の改正運動に署名することについて、

これは人事院の月報の中に全日本国立医療労働組合から人事院に対して回答してくれというので、回答の要求に対して人事院が回答しているのです。三本建というものは国会で制定された法律ですから、勿論我々の待遇に關した問題ではあるけれども、これのやつての修正運動であるので、これに署名することについて答へがこういふふうに出ているのです。法律改正のための署名運動において、個人が単に署名する行為は規則一四——七第六項第九号に該当しないが、政治的目的をもつて署名運動を企画し、主宰し又は指導し、その他これに積極的に参与することは該当する」とあるのです。そういうことになつてゐるのです。あなた衆議院では三本建に署名することは該当しないとか何とかや言つておりましたよ、私が文部委員会に行つたときに、非常に疑問に思つて私も研究してみたらおかしいことになつてゐるのですよ。そういうふうな支離滅裂なんで、この問題は。

○政府委員(緒方信一君) 簡潔に申し上げますが、三本建の反対というだけでは政治的目的ではございませんと私は解釈しております。

○荒木正三郎君 私が国家公務員法を適用することによつていふの不合理な点が起つてゐるということでは三つの例を挙げたわけなんです。で、これのことについては結局どうも結論が得られなかつたように思ふのですがね。従つて今日は私は関連質問ですから、この程度でやめておきます。なおこれは質疑をする機会があると思ひますので、その際に譲りたいと思ひます。

○野本品吉君 今まで私の質問に關連いたしました極めて重要な発言がありましたことを質問者といひまして有難く思つております。併し今までのいろいろなお話を伺ひましても、何やらこの法案の内容に不安定と申しますが、不確定な要素があるような感じがいたしますので、私も十分研究いたしまして、この点に關しましては後刻改めて伺ひすることにいたしたいと思ひます。

次にお伺ひしたいと思ひますのは、今まで偏向教育の問題につきまして教育基本法の第八條が主たる根拠とてゐる／＼と論議されて参りましたが、教育基本法を通過いたしまして、いわゆる偏向教育に關連いたしまして、より以上に大事に規定でありましますと思ひますのは、私は第十條の教育行政の項目であるというふうにも考へるわけでありまして、そこでこの点を中心にいたしまして若干お伺ひいたしたいと思ひます。これは申上げるまでもなく、第十條はその第一項におきまして、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負つて行われるべきものである。」と規定されておりますが、これは今までも同僚委員のかた／＼から御発言もありましたが、この「不当な支配」とはどういふものかというのをい／＼考へてみますと、私は、時の政治権力による支配も不当な支配であり、外部からの圧力も不当な支配、外部からの圧力と申しますと、一つの組合なり組織なりからの圧力というものも当然この不当な支配の中に入つて来ると思ひます。そこで更に見落してなりませんが、私は、私は地方における封建性といふものが非常にこの教育職員に対する圧力になつてゐるということでありまして、近代的な教養を身に着けております教員に對しまして、依然として根強く、根深く残つております地方の封建性といふものは、目に見えない不当な圧力であるのでありまして、そのことも見落してならん点であると思ひます。それから党派的な野心からの不純な働きかけといふようなものも、これ又極めて警戒しなければならぬ不当な圧力、支配になつて来ると思ひます。それこれ考へまして、ここで特に強調しなければならぬ問題は、現実的な政治の渦中に教育が落ち込まないようといふことを特に考へなければならぬので、ここに純粋な意味における教育の政治的中立性といふものが確保されて行かなければならぬと考へております。大臣は、今までの政治的中立の点におきまして、主として第八條によりましてい／＼と御意見の発表があつたように思ふのでありますが、第十條の「不当な支配」とは如何なるものであるかといふこと、この不当な支配の排除こそ教育の政治的中立性を維持する上において絶対に注意しなければならぬ点であるといふふうに思ひますが、この点についての御所見を承わりたい。

○國務大臣(大達茂雄君) 私は不当な支配といふこの法律上の言葉であります。これを法律的に解釈をいたしますれば、法律に根拠を有せざる、さういふ支配といふものをいふか、そういう圧力といふものをいふか、そういうふうな考へてゐるのであります。つまり何ら法律に基礎を持たないで、教育の上に影響をもたらず、影響と言つては

悪いでしようが、支配をしようとする、それを不当の支配と考へるのであります。従つて、若し政府が法律に根拠なくして干渉する、教育の場に干渉するといふことであれば、これも一つの不当の支配であります。又教職員団体等におきまして、何ら法律の権限なくして学校にい／＼な指令を出したり、又事実上日曜日と月曜日をとり替へるようなことをせしめたりする、これも不当な支配であると思ひます。それから、廣く考へて、学校に對して特殊の圧力、只今お話になりましたような父兄その他の方面からの封建的と言ひますか、そういう考へ方から、学校の運営に事実上影響を与える、これも不当の支配と言ひ得るであらうな思ひます。とにかくさういふ一切の不当の支配から脱却をして、さうして教育の運営といふものが、法律に基き、さうしてその権限ある機関において民意を反映して行われる、これが今日の教育の基本の制度であると思ひます。只今お話になりましたような政治的勢力が教育に及んで行く、更に進んでは、教育がややと政治の競争の渦中に陥れるといふやうな意味の御所見でありましたが、やはりさういふように教育が現実の政治に利用されるというやうなことは、まさに最も避けなければならぬ、又これを抑制しなければならぬいふやうな考へております。今日学校の教育において、偏つた教育を行うように教員又は学校に向つて教唆煽動するといふやうな事柄もこれも最も典型的な、学校の教育に不当の支配を及ぼさんとするものであると考へます。あらゆる意味において、教育の場から不当の支配が

排除せられるといふことは、教育基本法の掲げるところであり、又教育委員会という直接選挙による人々によつてこれが運営せられるという狙ひの点も不当の支配から超然として教育が行われる、さういふ意味で考へられておる制度であると思ひます。

○野本品吉君 そこで次に「国民全体に對し直接に責任を負つて行われる」とありますが、国民全体に對して教育が負わなければならない直接な責任は、これは言ひまでもなく憲法の掲げておる大理想を実現するやうな日本にすること、又その憲法の大精神を受けております教育基本法の前文にありましますやうな、教育の目標、目的を達成するといふことが私は国民全体に對して教育が負うべき責任である、さう考へております。さういふふうな考へて参りますといふと、これは、考へれば考へるほど大きな問題でありまして、まさに新しい日本人の創造といふことになり、新しい日本の創造といふことになりまして、これは生やさしい問題ではなくなつて来ると思ひます。そこで、さういふやうな重大であり又極めて困難な問題に真剣に取組んで行かなければならぬのが教育であるわけでありまして、このことは、やはり基本法の前文におきまして、すべてこれらの問題は根本において教育の力に待つべきものである、さう言われておるわけだと思ふのであります。そこで第二項のこの目標の下にということでありまして、只今申し上げましたやうに、非常に大きな真剣な問題と取組んで行かなければならぬといふ深い自覚と確固たる態度を以てその上に考へられて行かなければならぬのが日本行

ります。かような誤解があるとすれば、私どもとしては極力その誤解を解くことに努めて、そしてこの二法案の成立が、伝えられるごとく教職員の士氣を沮喪させるということでなしに、真に健全な潑刺たる教育がこれによつて生まれて来る、その契機になることを期待しているのであります。

○野本品吉君　只今まで国家公務員である教育職員からとやこうのことはなかつたし、又聞かなかつたと言われますが、これは国家公務員である教育職員と地方公務員である教育職員は同じ教育職員ではありますけれども、いわゆる地方の大家に接触する一般の地方公務員と、それからして特殊な学校において勤務しております地方におります教育職員、或いは国家公務員である教育職員とは、非常にその置かれてゐる環境、それからその他の条件が違つてゐるのであります、この国家公務員である教育職員からそういう声を耳にしなかつたということで、直ちにその通りであるであらうというようなお考えに對しましては、私どもにもわかに賛意を表しかねる点があるのであります。

そこで、次に私お伺ひたいと思いますのは、私は地方教育委員会は制度としては結構なものであるというふうに考へている一人であります。従つて現在の地教委がどうだこうだと言われますけれども、これは地方教育委員にその人を得、又その運営においてだん／＼と成熟して来ますならば、こ

これは悪い制度ではないと私は考えている一人なんであります。そういうことを考へておりますが故に特に大臣に伺ひたいのであります。大臣は常日頃教育委員会の育成強化ということをお言われておりますが、現実の政治、或いは予算その他の面におきまして、具体的に地方教育委員会を育成強化する何物も見えない。このことは大臣が誠心誠意教育委員会の育成強化に當らねているのかどうかということについて疑問を持ちたくなる。この点について大臣はどうお考えになつておりますか。

○國務大臣(大達茂雄君) 御尤もであります。今日の地方教育委員会のための経費、その裏付になる予算の措置、そういうものは私どもから見しても極めて不満足、不十分であります。これは野本さん実情は御存じであらうと思つておりますが、地方教育委員会というものについてはこれを廃止したほうがよろしい、こういう意見がこれはいろ／＼な方面から起つてゐるのであります。現に公の機関である地方制度調査会ですか、そういう方面においてもこれは任意設置にしたほうがよいというふうなはつきりした答申も出ております。これはそういうふうな見方もあるであります。又今日、今仰せられましたように、まだ成熟をしていない、いわば揺籃期のものでありますから、これが役に立たんと言へば、役に立たんという非難をこうむるということもやむを得ないということもあります。さような關係でこんなものはやめてしまふという議論もこれは全然根據がないと思ひます。そういう意見も成り立ち得ると思ひます。

そういうわけで、実は教育委員会を存置するというだけでは非常に全力を挙げて、漸く存置せしめたというふうな実情であります。私も同じくしては、予算の面におきまして更にこれを強化するという点について、できるだけの努力を払つたのであります。本年の予算におきましては満足な成果を見ることはできませんでしたが、存置するといふ点を確保したにとどまつておりますが、これは今後長い目で育成強化を図らなければならぬ、こういうふうには私は思つて、今後ともこれにはあらゆる努力を払うつもりであります。

○野本品吉君 なお、第十条に規定しております「教育の目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立」であります。先ほど申し上げております教員の問題もそれであり、又教育委員会の問題もそれであり、又教育委員会の教育制度或いは教育施設、總じて日本教育をどういう方向に持つて行くかとされておりますか。これは文部大臣の大達さんとしての御抱負と申しますか、経緯と申しますか、その点をお伺ひいたしておきたいと思つております。

○國務大臣(大達茂雄君) この十条の二項にありますが教育行政が一項にあるような考え方の下に、その「目的を遂行するに必要な諸条件の整備確立」、文部省の仕事というものは大体諸条件の整備確立、これが主要な任務であると思ひます。これにつきましては、予算の面におきましてその他の面におきましても、つまり学校の教育の施設、その他の教育環境の整備充実、それから先ほどもお話のありました教職員の

素質の向上、それからその内容になりますところの教科内容の刷新改善、これらは文部省といたしまして、直接現実の学校の運営には勿論当りません。当りませんけれども、これらの条件を整備するためにすべきことは非常に多いのであります。その意味におきまして、従来ともに努力をして参つております。本年の予算におきましても、我々としては勿論十分な満足はできません。何しろ一兆億という枠できめる、こういうことであります。非常な緊縮予算であります。併しその中において、前年に比べると百二十億程度の予算も増加することができました。今後ともこれは我々文部省における一番大切な目標として、教育に関する諸条件の整備充実、こういうことに進んで参りたいと思ひます。

文教の方針というふうなことにつきましては、これはい／＼申上げたいことがありますが、長くなりますけれども簡単に申し上げますと、先ず第一には義務教育制度というものの確立、その教育の内容におきまして、又その教育の施設設備、その他の点におきまして、義務教育制度の確立ということとは第一に目標として考えなければならぬことであらうと思ひます。それから学問の研究、技術の振興、こういうことと関連しての高等教育、又これに伴うところの研究所の拡充、これも我が国の当面する経済事情を克服する意味におきまして極めて重大であると考えます。その他この産業教育と申すか、実業教育でありますか、今日の非常に人口の過剰であり、そうして経済的に非常に窮乏しておる、国全体としても窮乏を起しているし、各個

の國民が皆それ／＼に窮乏しておる、そういう場合においてやはりこの面にも十全の力を尽して行かなければならぬ。それから今日多数の青少年が義務教育を了したばかりで上に進学して、いわゆる向学の意欲に燃えておりながらも、経済的な事情で働かざるが学びたいという人もたくさんあります。又今日の青少年の実情から見まして、これが指導というものはこれはなおざりにしがたい重大なことであると考えます。その意味における主として青少年を対象とする社会教育施設の振興、こういうことも重大な課題であらうと思ひます。その他まあ並べ立てればい／＼ありますが、これら各般の方向に向つてこの基本法にありますがその気持を、この精神を目標として我が国の教育の振興に努力をして参り、又今後ともその方向に努力をして行きたい、かように考えます。

○野本品吉君 次に、先日來委員會で問題になつておりますことで、私も問題に感じておりました点につきまして、更に尋ねたいと思つて、私どもの方が、先般例の中立性確保の法律に關連いたしました教育委員会の請求権の問題が出ておるのであります。大臣の御説明によりますと、同一の事態に對しても、甲の村は請求権を行使せず、発動せず、乙の村は発動する、そういう場合がある。確かにさうあらうと思つておりますけれども、若しさうなつて来ますと、隣接しておつた町村で同じような教育をして、発動し、一方の村では発動しない、そういうことになりまして、教育の現場に大きな混乱、動搖を起すのではないかと、これを非常に憂へるものであります。これについてのお考えは如何でありますか。

○國務大臣(大達茂雄君) この教育委員会の請求を待つてその罪を論ずる、こういう方法をとりまします。これは、それ／＼の地域における実情に応じて、そうして責任を持つておるところの公の機関にその判断を委ねて、これを罪として処断してもらうほうがいいか悪いかという、その点の判断を委ねたのであります。それはそれ／＼の現場の状況に即応することにして、そういう行為があつたからといって、それがすぐ刑罰の対象として罰を科する、こういう拘り定規のことにならぬようにという考えであります。現実の問題をいいたしましては、同じような教唆運動が甲の村にも乙の村にもある、甲の村の教育委員会はこれを以て到底忍びがたきものとして教育に對するいわゆる不当の支配として、これを排除するために請求をする、こういう考え方はなるでしよう。又乙の村においてはまあそれほどの必要もない、こういう判断に立つことは勿論あり得るのであります。これはそれらの地域地域の事情と、それに対処するところの教育委員会の判断に従つて、こういうことであらうと思ひます。これによつて混乱を引き起すということは、私はそのために混乱をするということはないと思つてあります。ということは、これはその教唆運動の請求をしなくても、若し偏向教育が行われるとすれば、その偏向教育というものはこれは是認せらるべきものでないけれども、それに対してそれを強制する、例えば偏向教育というものがあつた場合に、その教職員

をいわゆる戒断を加えて、それを是正するといふことは、これは教育委員会の仕事であります。この場合に教育委員会がとり得る方法は行政処分或いは懲戒等の方法によるわけであり、これらはすべて教育委員会の判断によつて行われる。でありますから、仮に同じような偏向教育が甲の村で行われておる、乙の村でも、隣の村でも同じようなことが行われるという場合を考えた場合に、甲の村の教育委員会はこれを以て懲戒に値するものと見て懲戒処分をした、乙の村、隣の村では先ずそこまで行かなくてもよろしい、こういう判断に立つて懲戒処分をしなかつた、こういう事例もあり得ると思ふのであります。これは教育といふものが地域々々の代表者によつて行われておつて、画一的に行われぬ、又そのほうがよろしいのだ、その地域それぞれの特徴に応じて運営せらるべきものである、こういう見地に立つ限り、その場合一見して非常に変なことが起つても、これは当然そういうことが起るものと私は考えているのです。これを画一的に、こういう行為が起きたから、甲の村で罰したから乙の村でも皆同じように罰しなければならぬ、こういうふうな画一的に考える必要はない。これは教育委員会というものの制度そのものから来る結果だろと思ひます。だから画一的にやる場合と、それからそれらの地域社会における代表者を以て構成される教育委員会がやるという場合とに、それら、利害の問題が起るであらう。又人によつて不揃いなのはいかんと考える人もある、又不揃いなのがよろしいと考える人もある、それが私はいわゆる地方

分権で、教育委員会を中心としてそういう形態において教育が運営せられる限り、そこが揃わぬから混乱が起るというふうなことはない。又仮にそういうのはどうも変じやないか、隣の村でやつてこつちの村でやらない、変じやないかといふことが混乱であるといふれば、それは必ずしもこの法律の場合だけではないので、それは地方分権として各村々々において独立した教育委員会の手によつて教育が運営せられる、こういうことから来る。仮にそれが欠点であるとしても、それは当然そういうことから来る免れがたい欠点である。この法律によつて教育委員会に請求権を持たしたといふことと直接関連はない。教育委員会制度による教育の運営といふものがそういうものである。そういうふうには私は了解しております。

○野本品吉君 私は地域社会の住民によつて直接選挙された委員会がその地域社会に対する全責任において教育を運営するのであるから、従つて教育の運営の面におきましては、学校教育のそれの町の諸条件に依じた、町村としての、地域社会としての個性の豊かな教育が行われるようにといふことは、私も全くそれは同感であります。ただ問題は、これは教育の運営においてはどういふことが望ましいのでありますけれども、教員の立場に立つて考へますといふと、これは容易ならぬ問題になつて来ると思ふ。そこで教育委員会の構成とか運営とかの根本の問題に触れて来るのでありますけれども、簡単に教育委員会の認定、判断に委せるといふことは、現地の教職員にとりましては極めて不安な問題になつて来る、この点をどうでしようか。

○國務大臣(大達茂雄君) これはまあ教員運動に対する処罰であり、これはまあそれがために非常に教員に不安を与へるということはないと思ひます。教員を対象とした懲戒処分というふうなものについては、これはまあ非常に重いことではありますから、又教員を直接対象とするのでありますから、これは問題は起ります。私は先ほど申し上げましたように、これらの教員運動があつても、その教員運動がどれだけの学校の教室に影響を与へたかといふことは、これはおのづから別問題であります。甲の村においてはこれがために先生がたが非常な偏向教育をして手に負へんといふことも考えられる、又乙の村においては一向その学校の先生はさうな教員運動には耳を傾けない、そして正常な教育を行なつておる、こういうふうな場合には何もそれを無理に請求して、罪に服せしめる必要はないと私は思ふ。で、外から要らんことばかり言つてどうも手に負へん、こう考へた場合にはこれは請求をして、それをやめさせてもらわなければ困る、こういう問題になりましよう。それぞれそういう場合に請求したほうがいいのか悪いのか、こういうことはそれぞれの場合について、実際に基いて判断をしなければならぬのだと思ふ。その場合にその判断をするものは誰に判断をさせるか、そうするとその学校の運営について直接責任を持つておる公の機関である教育委員会に判断をしてもらふ、これが一番適当な方法である、こういうふうな思つておるのである

りまして、画一的にいやしくも教員運動があれば、その実際の被害とか何とかいふものを抜きにして、つまりそれぞれの場合における実情と離れて皆請求しなければならない、或いは一切請求する必要はない、こういうふうな画一的に考える必要はないと思ふ。従つて、それらの事情に基いて或いは請求する場合もあり、或いは請求せざる場合もある。これが教育を混乱させるとか教員を不安に陥れるとかいふ点では私はないと思ひます。

○野本品吉君 なお具体的な問題についてお伺ひしたいと思ひます。それは、例えば社会科の担当の教員が政治に對する考え方といたしまして、社会主義といふものがあり、自由主義といふものがある、社会民主主義といふものがあるといふことの説明は、これは教科の内容として当然して行かなければなりません。そこでその説明の後には、子供からわかつた、それでは先生はそれのうちのどれに賛成されておられますか、こう聞かれた場合に、その先生の日頃の政治的な信念に基いて自分は社会主義がよろしいと思ふ、或いは自分は共産主義がよろしいと思ふ、こう答へた場合には、その教員の行為はどういうことになりましよう。

○國務大臣(大達茂雄君) 偏向教育であるかどうかといふことは、これは教育のことでありますから一口に言へる問題ではありません。こういう答弁をすればすぐ偏向教育になる、これはならぬ、こうきちんとしたものでないと思ひます。併しながら、教員が仮に自分が信念として共産党を一番いい、或いは社会党が一番いい、或いは自由党が一番いい政党だと、こう仮に思つておつても、子供に自由党がいいんだ、共産党がいいんだ、ほかの政党は駄目だ、こういうことを言うことは、私は偏向教育になる虞れが非常にあると思ふのです。つまり特定の政党に子供の気持ちを向けるための教育といふものは、私は偏向、これはその質問に對するまあ返事の仕方でもありますから、それがすぐ偏向教育になるとかなんとかいふことを申し上げるのじやないが、これはそれらの実際の状態について判断するほかにないが、そういうことを返事をすれば私は偏向教育になる場合が非常にあり得ると、かように思ひます。

○野本品吉君 そこは教育の実際問題といたしまして、非常に重要なことであります。又微妙な点であると思ひます。併し幾つかの事実を指導して行つて、最後に先生はどう思ふと聞かれたときに、自己の所信を表明し得ないやうなあやふやな先生によつては、いわゆる人格的な申しますか、教化、感化といふものはなくなるんじゃないかと思ふのですが、どうでしよう。

○國務大臣(大達茂雄君) これはまあその返事の仕方でありまして、それから相手の子供の知能段階といふこともありましよう。例えば今のやうな場合に、相当大きい子供に對して、先生はどう思ふかとこつち聞かれた場合に、先生は、自分は社会党がいいと思ふ、併しこれはそれらの人によつて考へる違ふことだが、自分としては社会党がいいと思ふ、こつち相當の子供にそういう言ひ方をして、それが偏向教育になるかならんかは別問題。併しこれが小さい子供に先生はどう思

うと聞かれて、いやそれは無論共産党がいい、こういうような言い方をすれば、これは偏向教育になる虞れがあ

る。これはそれ／＼の実際の場合について偏向教育なりや否やというものは判定せらるべきであつて、ただ先生はどう思うかと、こういうことを言われて、そう答えた場合には何とかなんかということには、これはそれ／＼の実際を見なければ、教育のことでありますから、そういう内容の返事をした場合にどうかということとは、これは実際を見なければ私は言えないんじゃないかと思ふ。ただ、今のうちに、それは無論共産党だ、これが一番いいんだ、こういうような言い方を、余り思慮分別もないような者にそういうことを言えれば、これは私はそれだけで偏向教育として認められるようなケースになる場合が相当多からうと思ふ。相当の子供に対して、それはいろいろ考える人もあり、それ／＼意見もあろう、先生は社会党がいいと思ふ、併しそれはそれ／＼の立場もあるし、それ／＼の意見もあろうというふうな言い方をすれば、これも上手に言うのと下手に言うのと／＼ありますから、一概に私がそれはそう言えばいいんだということとで、末端で皆その調子でうまくやられても困る。これはものの言い方ですから、相手に對してどういう印象を与えるかというそういう意図を以て行かうという意図を持つ場合には、……言い方で一口に落むものじゃないんだから、教育というものは。それだから長時間かかつて誠に巧妙に、ああいうふうに言うのなら差支えないんだということと、又うまい言い方をされてもこ

れは困るんですから、これは実際の問題でそれらの場合について判断するよりほかは私はないと思うのです。

○野本品吉君 私が悪にもつかないような質問を継続しておりますのは、実はこの質疑、応答を通じてこの法案に対する一般の人たちの正確な認識を得てもらいたいということが一つ。それからこの法案によつて怯えている人たかも知、なんだ、それならそう心配することもないじゃないかという気持ちを起してもらえる場合もありますので、そういうような質問をしておるのですから、大臣そのつもりでお答え願いたい。

もう一つ、これは大臣は曾つて内務大臣をおやりになつておつたのでありますから、恐らく御在任中ですね、いわゆる優良町村の表彰等をおやりになられたことが多分あるのではないかと私は想像する。私の知る限りにおきましては、曾つて表彰されました町村は町村長、村の人も無論よかつたのでありますけれども、優秀な校長によつて統率されております学校というものが、必ず付いておつた。これはどこの模範町村でもそうであつたわけであります。そこで地域社会の建設のために町村長と協力して行くということになつて来るのですが、その際に村長が仮に自由党であつた、或いは社会党であつた、そしてその村長の考え方、その他に全面的に共鳴し、そしてこれに協力して行つた。その協力して行く動きが、違つた立場から見ただけの場合には、一つの特定の政党に協力するというような印象を与えないでもないと思う。そういうようなことにつきまして、やはりいろ／＼と考えさせられる問題が

あるので、私はやはり今後といえども、立派な地域社会の建設のためにも学校の完全な協力態勢というものがな

ければならぬと思う。そういうものから生まれて来る誤解によつて誤つた認識判断をされるような場合もあるということを考えるのでありますが、そういうようなことがやがて教育委員会の何と言いますか、気脈を通ずる者等によつて、あれは特定の政党を支持しているというような場合が予想し得るのです。これはそういうような点につきましても非常にむづかしい問題があると思います。私はこれは質問ではななを出されますが、要するにこの法案をいのでありますが、要するにこの法案を出される側で、さほどではないであらうと予想しております事柄が、教育の現場におきましては、特に大衆を相手にしてやつております教育の現場におきましては、思わないところに思わない事態が起つて来る問題だということを是非お考えおきを願いたい。一応私の質問はこれで終ります。

○岡三郎君 今の野本さんの関連ですが、先ほどの文部大臣のお答えで、甲と乙の村において同一事項の問題が村の教育委員会なり、或いはその他から取扱ひ方が別になるというふうな一つの事例を挙げられたわけなんです。そのときに文部大臣は、地域々々で画一的にやられないほうがよい、これがまあ地方自治の精神だということを言われた。ところがこの法案を提出する基本的な立場は、国家公務員であらうと地方公務員であらうと、事教育に関しては、特に義務教育は国の仕事であるからというふうな、いわゆる論旨の立て方で、例によるという事例から被導して来るといふことになれば、所

論の立て方というものが非常に食い違
つておるのではないか。それで外から
の働きかけ、それが教唆扇動になるの

で、学校の先生は心配がないというふうに言われているわけです。ところが今野本さんの意見でも、昨日私が申上げたことでも、直接学校の教職員がそれに該当する事例というものは出て来る、そういう心配が多分にあるわけなんです、具体的な問題に立つて言えば。それで外からの働きかけというふうに言つておりますが、各学校の教職員は、教職員団体の構成員である場合に、それが外からの働きかけ、例えば、県の職員が県の団体に決議したとか、いろいろ／＼な問題があると思う。その問題を当該の学校のいわゆる単位組合が、これは個々の村の単位組合というものがあつて、その連合体がある。個々の単位組合においてそれを取扱う場合において、やはり教唆扇動という問題が起つて来ると私は思つておるわけなんです。その場合に単位組合のいろいろな問題が外からの働きかけになるのか、ならないのか、その点をもう一遍はつきり言つてもらいたい。

○国務大臣(大達茂雄君) 外からということは、それはそういう言葉を使つて、これは法文ではありません。教職員に対してそういう何びとといへどもも教唆扇動をすること、こういうことがこの処罰の対象になるのでありますから、当事者たる先生以外の者がそういう教唆扇動をすれば、それが教職員団体であろうと誰であろうと、これは誰であらうとも教唆扇動ということになります。

○岡三郎君 そうするというと、何びとともという、それから外からの働きかけ

けということに連関して文部大臣は御説明したと思うのですが、自分たちが構成している団体は、外からというこ

とになるのですか。

○國務大臣（大達茂雄君） 義務教育小学校の教職員に対して教唆扇動する、これが誰がやつてもいわゆる私どもそれを外からという言葉を使つた。これは法文ではありません。つまり当事者以外の者がその教育に当る人に対して教唆扇動する、こういう意味であります。

○岡三郎君 もう一遍平板に言つて、学校には十人なり二十人なり、それぞれの規模において教職員がおる。甲の教員に対して乙の教員が言つた場合に、外からの働きかけに該当するのにか。

○國務大臣（大達茂雄君） 私は教唆扇動には該当するとは思ひます。ただほかの条件がそれに伴わなければ無論この罰則には触れませんが、併し甲の先生に乙の同僚の先生が、君こういうことを教えたほうがよい、こういうことを言えば、これは当事者以外の者が教唆扇動しておる、こう思います。

○岡三郎君 そうすると、大臣の言つていることは、ときには御都合によつて外からというのを随分強調して、そうして教職員には心配はないのだ、こういうふうに言われておるわけなんです。ところが教職員の中において考えますと、場合に、甲の者に対して同一学校の場合に、甲の職員が言つた場合にも教唆扇動になると今言われたですね。そういうふうなことで、而もその内容そのものが重大だと、個々によつてそれは具体的に判断しなければならぬというふうになつて来ると、これは当該の教員

自体は心配せざるを得なくなると思ふ。そういう点で文部大臣は心配はないのだと言われているわけでありすが、そういう点は今言つたように同一学校の中において同一学年の学級主任というものがあつたわけだ。学級主任というものが同じ学年の他のクラスの先生に一つの問題を取扱う場合において、仮にそれが例えは国際理解の問題であつた場合において、いろ／＼な問題を取扱う場合に、中共とか、或いはインドとか、アメリカとか、いろ／＼な問題が出て来る場合に、非常に問題というものがむずかしくなつて来ると思ふ。例えは先ほど言つたように、ソヴィエトのことばかり扱つたら、それはその事柄ではわからないけれども、全体を判断すれば偏向になる虞れがあるというふうに言われる。中共の問題を扱つた場合においてもその虞れがある。じや逆にアメリカのことばかり扱つたところのこともやつたほうがいいということになつたら、それはどうなるのかというふうな具体的な国際理解の問題についても、個々の問題について非常にむずかしい問題があるわけだ。そういう問題を先生がたが常識で判断せよと言われても、なか／＼常識で判断するということも至極むずかしいと思ふわけだ。だからこういう教育は偏向であるか、偏向でないのかという点について、或る程度のやはり基準というものを示さなければいかん。それは当該の教育委員会が、そういうふうな指導性がなくて、個々ばら／＼に出て来た発生事項についてそれは偏向だ、これは偏向ではない、それは甲の村も乙の村も丙の村も解釈がばらばらでまち／＼だ、こういうふうな状態

の中で教育の中立性を論じつつ、論ずるほうはいと簡単で、大臣はこの法案が通つたつて少しも心配はない、それは同じ頭で言つてゐるから心配ないでしようが、違つて考へ方の方が心配するのは私は当然だと思ふ。そういうふうな立場を考へて行つた場合に、この法案自体の中に含まれてゐるところのあいまいさ、こういうたものをもう少し具体的に示してくれる大臣は責任があると思ふ。それは大臣は、そのあいまいさを明確にしておくべき必要が私はあると思ふ。

○松原一彦君 関連して一言……。私は何遍も文相に申しておるのでありますけれども、私は本来中道論者なんです。それからここに並んでおられる諸君も偏向教育がいいというの一人もおらん。日教組の諸君だつて偏向教育がいいとは決して言わない。ところが問題は、このうちへ出て来ておるものの中で、確かに偏向がある。偏向したり、而も極度に偏向した教育が行われておるということを知つておるのですけれども、その偏向を何が偏向であるかという標準のきめ方、それが非常にむずかしいので、文相の中道というものと、私の中道というものと間にこんな隔りがある。それは何かという時代認識の差である。時代は動いておる。絶えず動いておる。戦前の中道と戦後の中道とは又違ふ。文相が英国の二大政党のようなことを希望せられたのですが、英国の保守党くらいに進歩的な態度をとれば、あれは御承知のようにソ連とも相談に出かけようという老チャールズの勇氣、又現に中共を承認しておるのです。中共を承認する保守党を持つ国と、中共を親の仇

のやうに見る保守党を持つ日本とは中道が違ふのです。時代認識も時代はどう把握しておるかというところのそれは差だと思ふ。その一番むずかしい、而も今日私は保守党のために飛躍的な進歩を望むものなんです。それが一番極端な思想を抑へるどころの根柢をなすものだと思うのですが、その場合における標準が、今の地方の教育委員のかた／＼の中でも、若干進んでおると私はみるのですが、大学教育を受けて新しい時代に立つておる、而も新しい教科書は相當古い諸君の夢にも思わぬような事例を挙げて書いてある。その教科書を用いて新時代の教育をやろうとする現在の教育者の良心的な判断を、地方の教育委員諸君が半世紀なり、四分の一世紀なりずれた頭でこれが偏向だと判断せられるところ、非常に困つた事態が起りませんかというのを私は惧れるんです。そこでその諸君が、例えはこの中の例で京都の教育委員長はむしろ旭丘や大將軍の学校を悪いと言ふんです。私も悪いと思ふんです。私も……。併しながらあそこの委員会の他の諸君には提案し得ないでいる。何となれば京都の市教育委員会というものはどういふふうな構成か知りませんけれども、よほど時代認識が違つてゐるらしいんです。そういうところでは、私もどが一番顕著な偏向の事例と見られる旭丘や大將軍のような事例しか知らんのです。実際は教育委員会の問題にかからないのです。そうして他のところでは幾々たる抹消的な問題が、あれはいいけない、あれは赤いと言つてすぐにレッテルを貼られるという、一度教育委員からあの教員

のやつてゐることはいいけないという認識を以て請求権が発動せられるという、その学校も、その先生も致命傷を受ける、二進も三進もならない致命傷なんです。もう子供を上げないというやうな問題すらも田舎では起つて来る虞れがある。そこで文相はそれは違つておつてもよろしいとおつしやるが、そうはいかん。それは日本の教育というものを進める上における一つのブレーキとなつて、非常に困つた問題が起りはしないか。私の心配もそこにある。我々は中立的な立場にあつてなお且つこれを案ずるのです。あの今仮に卒業生の就職するときの一貫せる返答は、政教は何を支持するか、自由党、何を説むか、文芸春秋、これより以外には通らないんです。恐らくそれは嘘だと思ふ。そう言わなければ通らないからやむを得ずそう言ふんです。若し今後教育者がその土地の教育委員会におもつて、嘘を言うようになったと私の私は教育を憂へるんです。どうも教育者はそういうところにはえらい卑怯なんだ。土地の教育委員の顔色を見て、ついいい加減な、触らぬ神に祟りなしといったやうな教育をしたがる。だからむしろ養うべきものは教育者の自信を養ひ、責任感を養ひ、嘘を言わぬ教育者を養うことが大切であつて、それが唯一の偏向教育を支える根源をなすものじやないか。それには下手な干渉はいけないうことを私は思ふんですが、これは間違ひでしようか、どうでしようか。

○国務大臣(大藏大臣) 先ず岡君のお尋ねの点であります。この教員は差支えないのだ、教員を対象にした罰則規定はない、こういうことを言いましたの、教育活動そのものを対象に

してはおらんのだ、こういうことを申上げた、その意味で申上げたんです。教員というものは教職に就いてしまいが、教員という職業におる人は全部差支えないのだ、そういう意味で申上げたのではありません。これは法文を読んで御覧になればすぐわかることなんです。何人も、教員であらうと誰であらうと、外から教職運動は皆これは罰則の対象になりましよう、一定の条件を備へる限り……。教員を対象としたものでないというところは、現にその教育を行ふ人を対象にしたものじやないのだ、こういう意味であります。つまり教職運動であり、偏向教育を仮にしたとしても、その先生を罰則の対象にしてゐる法律ではないのだ、こういうことを申上げたのであります。その教員という字句に捉われて、いやしくも教員であれば一切この教職運動しても何をしても構わんのだ、こういう意味では勿論ありませんから誤解のないやうに……。〔そんなことを聞いてゐるのじやない〕と呼ぶ者あり〕ちよつとさつきやういふふうにおつしやつたから、その点は外から内からという意味で、外からというのだから学校の先生ならばよろしい。こういうふうと思つておつたら、先生でもいかに、うちのことだからということでありますから、その点をはつきりと一つ申上げておきます。それから偏向教育は何を言うのか、これについての基準が示されてゐない。こういうことのお尋ねであります。私は、私は観念ははつきりしてゐると思ふのであります。偏向教育というものは、この法律においては特定の政党を支持させ又は反対させるための教育、これを省略して偏向教育という名前を

第七部 文部委員会会議録第二十五号 昭和二十九年四月二十一日 【参議院】

一五

う。が、判例じゃないのだ、山口県の教育長の言うのは。(笑)それから私の解釈は終始一貫しております。(一貫していい)と呼ぶ者あり)あなたは山口県の記事がそのままだと教育基本法の八条の二項に抵触するものではないと言つたと、そういうことを言つた覚えはありません。よく速記録を御覧下さい。(ええ見ます)と呼ぶ者あり)私はこの法律の第三条第二項というものにそのままだと言え、与えただけでは入るとは断定できない。八条の二項ではありません。基本法の問題じゃないのです。この中立確保に関する法律にそれが該当するかどうか、こういうことを言われたから、それで、何か附加されれば入る場合があるが、そのままだでは入らぬと思つた。こゝろ言つたのです。八条二項に該当する(それは速記録を見てやれば……)と呼ぶ者あり)これは速記録を御覧になればわかる。私の解釈は終始一貫しておるつもりであります。そのときに都合のいいような答弁はしておらん。それから、資本主義とか社会主義とか、これをただ思想として政党に、特定政党ですよ。特定の政党の、資本主義というものをもまあ諷刺をする、これは非常に結構なものである、こゝろ仮に言つたとする。それが特定政党と結びつくという関係がその教育のうちに現れ出されなければ、これは偏向とは私は思いません。殊に、社会主義がいゝと、こゝろ言つたからと言つて、社会主義を以て立つておる政党は何も社会主義左派だけ、あなたのほうだけじゃありません。(そう、その通りだ)と呼ぶ者あり、(笑)又ほかの保守政党のうちにも、又全然政党に所属しない人

のうちにも社会主義というものが今後の社会を改造して行く上に重要な思想である、こゝろ考へてゐる人はたくさんあります。私自身もそう思つておる。だから、社会主義の思想を言うたからと言つて、それで特定政党を支持させる教育であるとか、反対させる教育であるというには私はならぬと思つた。(それは、ための教育だ)と呼ぶ者あり)それはいい方ですよ。社会主義と言つたらどうだ。そんな簡単なものじゃない。(そんな簡単なものじゃない、その通りだ)と呼ぶ者あり)だから、それ(の)場合について具体的に検討しなければ、これが該当するかどうかかわからぬと、さつきから口をすつぱくして言つてゐる。(笑)ただ社会主義と言つたからどうだというものは、いやな。但し、共産主義という事になれば、これは共産主義を是なりとして立つておる政党は共産党しかありませんから、恐らくは共産党しかないと思つてゐる。だからこゝろになると私は思ふ。だからこゝろになると余ほど特定政党に結びつく関係が明瞭になつて来る。(何を言つてゐるんだね)と呼ぶ者あり)何を言つてゐるんだね、私が答弁をしてゐるのだ。私はそう思ふのです。(おかしいな、それは)と呼ぶ者あり)あなたがそれをおかしといふお考えになり、御納得にならなければそれまでだ。決して無理に納得してもらひたいとは思つてゐない。

〇岡三郎君 私は大連さんの言つてゐることも、筋が通れば納得するにやぶさかでない。で、社会主義、共産主義、資本主義と、その言ひ方によつては偏向教育になり、或いはならぬと、こゝろ言ふに言われている。私はそれ以上は言ひません。個々の事例について

いても教育というものは毎日それを取扱つてゐるのです。いいですか。毎日それを仕事としてやつてゐるのです。ほかの泥坊や何かならわからぬ、名譽毀損じゃない、そういう商売じゃない。こゝろは毎日々々やつてゐること。が法規に触れるか触れないかということなんです。あなたは泥坊商売をしてゐるのと違ふことはよく知つておる。すが、そういうものがあまいなことでどの程度やるかわからないが、毎日毎日やつてゐることが触れるか触れないかという問題です。(木村守江君)それは教育基本法だつて同じだと言ふ。(木村守江君)静かに言つたらいいと述べ、高田なほ子君が大きいだけだと言ふ。ただこれは健康な証拠なんです。それから、一つ我慢して下さい。(笑)極力、私は今言つたことは、具体的に言つて今言つたことは、資本主義はよろしいということ、は、これは一番いいのだと言つてもよろしい。社会主義は一番よろしいと言つてもこれは偏向じゃない。ところが先ほど野本さんが聞いたときに、主義で、イデオロギーで言つたのを、社会とか自由とかという言葉を、社会主義、資本主義、共産主義という言葉を並べたときに大臣は共産主義は立つて答へられなかつた、これは社会主義と言つたから特定政党じゃない、特定政党と言つたから、共産党が二つに国際派と主流派に分れたからこゝろは特定政党じゃないのかという論理が立つと思ひます。共産党が二つに分れたことはありますよ、内部的に。国際派と主流派というものに分れたことは明白なことだ。(そつちも)と呼ぶ者あり)待つて下さい、社会党も自由党は今改進黨に血道をあげて保守合同しようとしてゐる、新党を作ろうとしてゐる。そういう場合において、は少くとも日本においては私どもの知つてゐる主だつた政党、声を小さくして申しますが、主だつた政党は、資本主義によるところの政党は一つになつて、その場合にはそれと該当いたしません。新党は。だから社会党の左右両派一緒になつたときにそれは該当するのです。共産党と同じように、それを一つはつきりして下さい。言葉をそらさないで直接言つてもらひたい。

〇岡三郎君 それは大臣は自分で答へられなければ答へられないと素直に言つてくれれば私は追及はしません。が、私は議論のことを言つてゐるのじゃない。例えば共産主義はよろしいといつた場合に、それは共産党との結びつきが何々のためのという関連事項になるというふうにお考えかも知れぬ、併し我々が言つてゐることはゆえなきにあらずで、やはり共産主義というものの一つ、のれつとしたイデオロギーであります。主義主張であります。社会主義というものは本當に主義主張として、資本主義もいづれとあります。が、やはり簡潔に言つて、お分けになれば社会主義、資本主義、共産主義とあると思ふ。資本主義はよろしいといふ場合においては、それが特定の政党に結びつかどうか、確かにデリケートであります。ただ共産党の場合には特定政党に結びつか、資本主義政党の場合には結びつか、これは私は将来の問題を仮定して、今こゝろ言ふような法文解釈では私はこれはちよつといふかと、だから大臣はそれのときに、ええ面倒くさいからと言つて答へられてゐるかも知れぬから、重要だから、だから私は大臣に昨日言つたこと一つあ

なたの答弁が前に言つたことと後に言つたことが時々刻々移り變つておるといふことを私は証立してまします、これは今日私は言うつもりはなかつた、これは速記録をわざ／＼行つて、できてこないやつを写し取つて来たわけだ。私はこれによつて大臣を責めようと思はないけれども、私はもうちよつと的確に質問に答えて、おわかりにならないところはあとで研究して答えるなり、そこでこの人がちよつ／＼とメモを書いてやれば大臣も忙がしいと思ふのですよ。(笑聲)それで大臣が突つ張ねられるということになると却つて私は無駄時間をとつて工合が悪いと思ふ、カンニングではないと思ふけれども、そういうことは私は咎めないけれども、質問に直截に答えて頂いて、まだそれは十分研究してないというならばいい、併しどんな法律でも個人によつて皆解が違ふと言へば違ひますけれども、大体それこそ常識がありましますよ。具体的に言つて犯罪というものをどう構成するかということについて、それは犯罪というものを最後に起訴するか不起訴にするか、或いは本當にこれを体刑にするか、罰金刑にするか、或いは執行猶予にするかという問題については／＼判断がありましようけれども、一つの罰を構成する場合においてはそんなにあいまいいかげんなものではないと思ふ。個人の判断によつて皆違ふというような個々ばら／＼のものではないと思ふ、そういう観点で、私はもう一遍大臣にお聞きしたいことは、まあ余り皮肉になるというところは避けまして、教育委員会というものによつて教育というものをやらせる、それで地方教育

委員会というものを育成する、併し地方教育委員会の構成というものは様々で、それで先ほど言つたように判断がそれ／＼違つて来るということから、私は偏向教育というものを取締るといふことになるならば、それこそ地方教育委員会なり、県教育委員会なりを充實して、これを現在よりもより立派なものにして、少くとも現場の教師を指導するところの實力を兼ね備えた方向に教育委員会の建設をやらなければ私は無理ではないか、實際問題として、それをあえて現在の段階において地方教育委員会を育成すると稱して監視機関としてこれをやつてゐる、俗な言葉で言へば目明的な存在にして取締ろうというふうにもとれるわけだ。併し私はそれはとらない、とらないでもないわけだ。併し如何にも教育委員会が現在においてこれをやるといふことは無理なんですから、併し百歩を譲つてこの教育委員会において偏向教育を取締ろうとすれば、これは教育委員会自体というものを国家のほうの要請に基いて教育委員会の充實というものが補助金なり何なり、或いは教育委員会の構成自体というものに對しても国家の法律によつてもつと立派なものにする、併し今のようになたでやつて来いと言つても誰もできませんよ。日本の今の経済的狀態では、併しそう申上げては失礼ですけれども、馬鹿の親方とか、中には立派な方があつたが、わけのわからぬ人が教育委員会の委員になつて、そうしてそういう人は自分たちの氣に入つた親戚の者を連れて来て中の先生たちを追ひ出すというふうなことが起きて来る、そういうふうな教育委員会のあり方というものを閑却

しておいて、そうして義務教育は国の立場で行うのだ、つまりこれはナチスがやつたところの国家目的をこへ強く出して来たから、いか(笑聲)何でも工合が悪くなるという労働問題でもそんなんです。公益を先に出すと、それは私もよくわかる、わかるけれども、何でもかんでも教育基本法なり憲法というものをばつ／＼ずらして、そうして私の言わんとするところはだんだん／＼と變えて、義務教育だから国家的な見地に立つてこれをやらなければならぬ、私はそういうふうにするならば、国家として立派な法律を作つて行こうとするのだから、地方の教育委員会にそういう簡単なことを委任するならば、それに即応した国家的な見地に立つてこの法制を整備してもらわなければならぬ、義務教育という立場で問題を把握しておるのだから、義務教育というものは国の負託に應ずるのだ、こつとつしやつてゐるのだから、そんな重要な問題を個々ばら／＼の教育委員会に移されて、／＼な問題を取締ると、こつと／＼なるならいけれども、誠にいい加減じゃないか、いい加減なものだと思ふけれどもそんなことを言つては失礼だから言わないけれども、いい加減だ。とにか

いう意味において権力を持つてゐるものは教員ではないのですよ。教員組合と言われましても、あなたの方で言葉で言えば、現場に行けば眞に教員に對する権力を持つてゐるものは教育委員会以外にないのです、それでしよう、その権力を持つてゐる教育委員会が誰が見ても客観的に不偏不黨的な、本當に立派な監督ができるかという、これは非常にむづかしい問題じゃないかというふうには考へておるわけだ。だからさういふふうな考へ方に立つて見れば、やはりこのよう具体的な個々の教育事例というものを、教育を毎日やつてゐる先生がたから言へば非常な不安が多くなる、こつと法律案に對して、どつちからかその中立性を本當に立派に守つて行くようにしてもらはねばならぬ一方的な中立法案だと言はざるを得ないと思ふのでございまして、いいですか、つまり權力を全然現場の先生がたは持つてゐない。教員組合でも現場の先生は持つてゐません。地方教育委員会が權力を持つてゐるわけでしょう。だからその地方教育委員会というものを国家的な見地で義務教育をさういふふうにするというならばもつと立派なものにしてもらはねばならぬ、それに対する措置というものを考へてもらはねばならぬ、さういふふうには私は昨日からずっと言つて来ておるわけだ。さういふ点を文部大臣は具体的に個々ばら／＼に地方の教育委員会がそれ／＼の見地からさういふ問題について、犯罪を構成するか構成しないか、偏向であるか偏向でないか、／＼のことが起つて来ることを考へて、それに対して眞にこの法案だけで中立性が守れるか

どうかというのを心配して聞いておるのです。あいまいであるか、あいまいでないかということも中立性をどうして守つて行くか、個々に具体的に学校で先生がたが教育をして行くについても、教育をしたことが中立であるかどうかという問題について絶えず心配しながら本を勉強して行くために、さういつた意味において現在のやり方において中立性がやれるかどうかという根本問題を私は大臣にお聞きしておるわけだ。

○國務大臣(大達茂雄君) 教育委員会というものをもう少し強化する必要があるという、こつと御意見であります。

○岡三郎君 強化というわけではないです、權力を持つて取締るのだから教師よりも立派なものにしなければならぬ。

○國務大臣(大達茂雄君) もう少し整つたものにすると言ふのでしよう、これは私も毎々に申上げておるやうにその通りを考へております。今日教育委員会のしておる任務というものは非常に重大な任務であります。でありますからしてそれがためには立派なものがたで構成されることが一番望ましい。次にそれが任務を果すための／＼な予算的の裏付けとか、又人員、スタッフの構成とか、さういふ点についてもこれがもう少し整備されなければならぬ、こつと思つております。でありますから、これははいわゆる育成強化という意味において今後ともこの教育委員会というものを育てて、立派な制度の趣旨に副うようなものにしたたい、こつと／＼に考へております。であつたはこの教育委員会に請求

権を今度の法律において認められた請求権を認めるということであるならば、現在の教育委員会のようないわば貧弱な、実質においては重荷に耐えないだろう。

○岡三郎君 重荷じゃなくして、それは正当なる判定ができない。

○岡三郎君 大臣(大達茂雄君) できないから私は急速に一つ……

○岡三郎君 そういうことを言っているのではない。

○岡三郎君 大臣(大達茂雄君) 強化しないでこの法案を出すということは不用意である、こういう意味でしょう。

○岡三郎君 中立が守れない。

○岡三郎君 大臣(大達茂雄君) だから任務が果し得ない、こういう意味であろうと思ひます。教育委員会は併しこの請求権を認めたいということが従来の教育委員会の仕事に非常に大きな仕事を附加したとは思ひない、教育委員会の根本の仕事の實質は教育委員会法にある、これは本體でありまして、これらの重要な任務を行うために是非ともこれを育成強化をしたい、こういうふう

に考えております。そこで教育委員会においてこの取締をする、それがためには、もう少し整備しなければならん、こういうふうな意味のお言葉でありましたが、これは教育委員会は現在でも偏向教育のないように学校の運営をしなければならん任務があると思ひます。私は教育基本法第八條二項というものが現存する限り、そうしてそれらが先生がたの手によつて立派な成人教育を行なつて、そういう偏した教育が行われないようにする、これは今日教育委員会が現状において重大な任務の一つであります。この請求権という

ものは教唆扇動するものに対する処罰の請求であります。だから請求権が与えられたから、そこで急に教育委員会がこの偏向教育に対する監視の目を光らせる、こういうものではないと思ひます。それは教育委員会の任務がそういう意味であつたのではなくて、教育委員会は偏向教育なきことを期するがために不断に教職員の状態をよく見ていなければならん、こういうふうには思ひます。

それからこの法案によつて一体そういうことであらば中立性が守れるかどうか、こういうお尋ねであります。私はこの法案だけで中立性が守れる、こういうふうには思つておりません。教育基本法の第八條の二項、これが根本でありまして、この精神が教職員の諸君にも又教育関係のすべての方面に徹底することでありまして、ただあなたは教育の中立性というものはこれは非常に大切なことである、大賛成であると言われ、そのうちから、この場合に折角、そういう気持になつておるところへ、外からこれを教唆扇動して中立を外側から、直接責任のないものが側から教唆扇動する、こういうことは中立性に對する一つの脅威であります。教育に不当な影響を及ぼさんとする行動であります。だからこれを排除する、併しこれを排除したからといって、学校そのものにおいて偏向教育が行われておれば、これは中立性はやはり維持できません。やはり教育の中立性が維持されるためには、どうしても八條の二項の精神に教育に當る教職員が目覚めて、そうしてそういう教育をしないようにする、ということが根本でありま

す。そのためにこの教育公務員特例法案というものが、先生がたにそういう気持ちになつてもうらうために特例法の一部改正というものを出したのであります。私はこれを以て完全にできると思ひません。併しながら教育の中立を維持するために必要な法案である、かように思ひます。

○岡三郎君 大臣はいつもの通りのことをお言ひになつて、それでよいと思つてゐるので、そうなるというところ、こゝで見解の相違だというふうになるかも知れません、私の言おうとしてゐるのは、現行の教育委員会制度において教育というものの中立性は守られ、それをあえて地方教育委員会を今言つたような監視機関にして教育の中立性が守れないほど日本の教育者はだらしがないものではない、というように私は根本的にそう思つてゐるわけですが、そういうことを言つておられますが、現場の教職員はそれらに勉強するわけですか。同一学校の中においてお互い切磋琢磨するわけでありまして、当然その中において指導者が出て来るわけでありまして、現場の中の指導者が同じ学校の中の教職員に対して仮に国際理解その他の問題についていふ、と教えた、こういうふうなことがいふ、だろ、というふうなことがあつた場合に、その先生が私が恐れるのは仮に教育委員会の委員の中に自由黨員があつた。その先生は社会党でも何でもなければ、やはり憲法に則つた教育をしようというふうなやつてゐた。ところが感情の相違からその人間がどうも中共のことばかり言つて何かと

いうことで、そういうような事例が今後頻発して来ると思ふ。そういうふうな形の中で教育というものが真に憲法なり教育基本法の中立性をこの法案によつて守れるかは、これは今後において証明するでしょう。私は昨日言つたように、この法案が通つたならば政党的文部大臣が一国の教育を指導する場合において、果して中立性が守れるかどうかという質問を呈しておつたわけですが、ともかく一国の教育というものの中立を守るならば、現場の教師が中立を守ると同時に、教育政策というものが中立的でなければならん。教育政策というものが党派的に行われたら、今犬養法務大臣がやつてゐるようなことになる。法務大臣というものは公正無私である、自分の法的な権限に基いて職務を執行してゐるかわからなければ、併し一面において難々たる非難が出て来ている。やはり具体的に一国の文教の衝に當つてゐるものが党派的な人であるならば、一党一派の教育をするかしないかというところは、そこに非常なる関連が私には出て来ると思ふ。そういうふうなことはあとにいたしますが、私の言わんとすることは、こゝで現場の具体的な問題について文部大臣はこれは個々に實際見なければならん、こういうふうな言つておられるわけですが、私が言うのは、個々の現場の教師に対してやつぱり文部省はこれだけの法案を作つたならば、もうちよつと具体的に、率直に答へが出て来なければ私は嫌だと思ふ。いつでもその問題を提起して行けば、これは途中で具体的に個々にやらなければならん、個々に言つてゐる場合は私は随分あると思ふ。ところが偏向事例二十四の偏向

事例を見ても見解はさまざまである、文部省の見解もさまざまである、一休出所根拠も言わんような所から。出所根拠も言わん、調査方法も言わん文部省に私は偏向教育についての詳しい問題について今果してそれが具体的にいつたかどうかを御調査を願つてゐるわけなん、それを以て私はあとで言わなければならんけれども、あの具体的に文部省から出した問題だけであつても非常にむずかしい問題なんです。そういうふうな非常にむずかしい具体的な問題をこの法律によつて中立というものが何ぞやというものを我々が聞いて行かなければならん気持はおわかりだらうと思ひます。一体中立とは何ぞやというところから私は總括質問を今度しようと思つてゐるのですが、實際そういう中立とは何ぞやと言つたところで、党派的な大臣が幾ら中立だ、中立だと言つたつて、私はそれは納得できんと思ふ。みずから顧みてやはりこれはキリストの教えじゃなければ、人を罪せんとする者は己れが罪になるかならんか判定してみなければならん。一党一派の政党的教育をしちやいかん、これは、少くともこの法案審議中は党籍を離脱すべき責任があると思つてゐる。一党一派に属してゐるかたが党派的な教育をしてはいかん、ということを言われ、この点について文部大臣、私は今一国の文教の、教育政策というものは中立的であるべきだと思ふ。真の中立を確保する。それでなかつたら、文部大臣の言ふところの中立性維持という問題は一方的であるというふうには私は思ふの

です。これについての御見解をお聞きしたい。

○岡田大臣(大達茂雄君) 私はいつも申し上げているように、現在の教育基本法の趣旨を確保したい、こういうことがこの法律案の提出したゆえんであります。それを、これは法律というものを要するのじやなくて、つまり中立性を維持するという基本法の八条の二項を、こういうのはいけなから、時の政党に都合のいいような教育にするように改めるといふことを今提案してやるのじやないのです。中立を維持するための法律案を提出する、現在の法律によつてそれがどうして中立を破るということになりますか、私は自由党であり、そして自由党政府であるから中立を破る、どこが中立を破っているのか、それを言わなければならぬ。併し如何なる場合でも、議院政治に立つて、そして政党政治というものによつて運営される限り、それはその政局を担当する政党が、国家のために一番よろしい、こう考える政策を推進する、これは当然であります。で、それは政党の手によつては、この文教といえども国政の一環です。そして国民に対して政治を行なつておるものです。そうであるとするならば、これが政治の一環である限り、国政の一環として、その政治を担当する政党が、これを以て国家のために最善なりと信ずる、そういう政策を進めて行くのが、これは自然の、当然のことです。これは何も教育だけに限りません。政党であれば必ず一党一派に偏して、教育をひん曲げる、すべてのほかの公務についても、自分の党派だけに都合のいいようなことをするものである、こう

いう前提に若しお立ちになるなら、それならそれは政党政治の否認であり、議院政治といふものはいけなから、ということになる。(岡三郎君) そんなこと言っていないと述べて、そうならざるを得ないのです。だからこの政治の一環である限り、文教といふものをする場合、文部大臣の党籍を離脱せよ、こう言われることは、文教に関する限りは、いわゆる政党政治といふものはいけなから、こういうことを言われるわけですね。そうすると、仮に党籍を離脱して、その人が公平な、絶対神様のようなものであるか、これは神様にどこから証明されるか。これは神様にでも預けなければ、あなたの言われるような、絶対公平なものといふのは、それ、自分がこれを以て一番正しい、又一番よろしい政治だ、こう思うことを、そういう政策を推進する、こういうのが建前です。又国会がそれを受取つて、そうしていいか悪いかということを国民の名において審判するものである。国民の代表者としてその手続きを踏んでおるだけの話です。それがどうして一党一派に偏し、若しこの法律がいけないとお考えになるなら、国会がこれを成立させないまでのもので、私は国家のためにこの法律案を成立させることは極めて必要である。こういう見地からこれを提案したのです。

提案はしたからといって、それは自由党内閣の勝手なことである、勝手なことであると言ふならば、国会は否決すればいい、どうも私は意味がわからないうのです。私はどうして中立性をこれによつて侵犯することがありますか。これは教育基本法の八条を変えて、自由党の都合のいいような教育をするこ

とに、法律を変えるというなら、そういう非難をされるのは当然であります。併し現在の教育の中立性を守る、こういう精神を堅持して行きたい。ややもすれば乱されておるから、そういうことのないようにして行きたいといふことが、自由党政府の提案であるから、これは中立性を侵犯するんだと、そういう論法は私にはどうしてもわからないのです。

○岡三郎君 私は大臣に言います。今大臣の言つておられることは、個々に問題を判断するということ、それから中立といふことを概念的に言われておられるけれども、あなたが個々に問題を判断するならば、現場の教師も個々に判断してやつておられるわけですか、それを、そのことが不当とか不当でないとか、偏向であるとか偏向でないとか、そういうことを判断するわけでしょうか。その場合において中立とは一体何だということ、何が明確にならなければ、私は中立といふことがはつきりしなければいけません。この場合において政党政治において、政党的文部大臣がやつて何が悪いのか、それはその通りにおかします。併し少くとも現在の教育委員会制度といふものができておるの、は、時の政治権力から離れて、そうして教育といふものを憲法なり教育基本法に則つてやろう、こういうふうに出ているわけですか。(「そんなこと書いてないよ」と呼ぶ者あり) 余計なことを言ふな。教育委員会法といふものが、憲法と教育基本法に基いて、教育委員会といふものによつて教育を監視して行こうといふような趣旨に、私はそういうふうな趣旨に考えております。そういうような観点から私が(一生懸命に読

んだんだ)と呼ぶ者あり) ちよつとその……申し上げれば、私は文部大臣が政党内閣に所属している、併し現場の教師が中立性を要求されて行く場合において、文部大臣が中央で集録して、こういう偏向教育の事例がある、こういうふうに出して来ているわけですか。ところが偏向教育の事例の顯著なものが出ておると思ふのです。私は武佐中学の事例といふものは、私は私なりの解釈から行けば、偏向していると思ふ、私自体は。そして山口日記自体も、私は偏向といふことは言えないけれども、国際理解の立場からいって、あれは或る程度一つのほうに偏つておると私は考へております。あれが教育基本法の第八条第二項に果して触れるかどうか、私もそれが現実の問題として、それによつて刑罰を受ける、懲戒免職をされる、或いはそういうふうなことを言つて、教唆扇動といふことを言われて、その人間が監獄に入れられる、こういうふうな具体的な刑罰の問題になつて来たからこそ、我々はもつと明確にして、私はそういうことを言つて本當に中立性といふものを要求するならば、教育全体といふものも、やはり中立的な雰囲気の中に置かなければならぬ、私はそういうことを言つておるのです。純粋に考えておるのです。そういう立場で私見た場合、どうしても現場の教員に教育の中立性を要求するならば、すつきりした形で文教といふものは……政党政治を否認しているのではありません、少くとも文教政策といふものを、特定の政党内閣といふものではなくして、天野さん或いはその他前田さんとか、そういうような人がやられてこそ、私も、全部が安心するといふので

す。それを現実の問題として、そういうふうな教育政策で自由党がやつて何が悪いかと押し進めて、それが教育基本法と憲法に則つておる、こう言われるけれども、では今の憲法の条章を自由党が確実に守つてやられておるかどうかが、戦力なき軍隊といふ笑話も、そんなこと誰も信じているものではない、そういうふうな、個々ばらばらに政党といふものを解釈して、都合のいいように政治を利用してやつて行くといふことが現実に行われておる中において、今後とも中立性を堅持して行かなければならぬといふなら、やはり政党といふものは、事教育に関しては不偏不党の立場から善処してもらわなければならぬ、私の論議といふものもそういうふうに出て来ると思ふのです。何もそれが政党政治を否認するもので何でもない、大達大臣が選挙されて出て来るのもいいわけですか。少くとも教育を、憲法とか、基本法とか、そういう解釈の仕方がもうばらばらにされるなら、そういうことによつて、時の教育が曲げられないとは、誰が言いませうか、曲げられないといふことを大臣は言うけれども、その点については、客観的に見て、政党的文部大臣では、中立性を堅持するといふことを口はばつたか言ふだけの現実においては各種の今までの政治行動を見て来れば判定はできないと、そういうことを私は言つておる、併しこれは水掛論になるからこれでやめます。

○委員長(川村松助君) 御答弁必要ですか。
○岡三郎君 御答弁いりません。
○委員長(川村松助君) 岡君の質問は終りましたか。

たしまして、これを以て終了します。

○委員長(川村松助君) この程度で散会して御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(川村松助君) 御異議がないようでありますからこれを以て散会いたします。

午後五時十一分散会